

特 104

828

佐二木珍龍師着

通俗佛教 家庭講話 全

發行所 修養書界社

~~271  
673~~



始



行104  
828

佐二木珍龍師著

通俗佛教 家庭講話 全

發行所 修養書界社

大正  
2. 5. 26  
内交

通俗  
佛教

# 家庭講話

〔總目次〕

## 第一章 道德の根底

一	緒言……………	一
二	明治天皇の御聖徳……………	二
三	帝國革新の基礎……………	三
四	如何が報謝せん……………	五
五	佛說四恩の意義……………	六
六	這一字人道の根本……………	六
七	萬靈の長たる所以……………	七
八	人類道德の本源……………	八
九	道德退歩の現象……………	九
一〇	社會改善の急務……………	一〇

目次

一一 四恩とは何ぞや……………一〇

第二章 國王の恩

- 一 國土と臨御統治……………一一
- 二 佛説と我國體……………一二
- 三 忠孝一體難の外國……………一三
- 四 眞に唯一の理想國……………一四
- 五 眞理に握手する佛教と國體……………一五
- 六 十善の天皇佛教加護……………一六
- 七 人道の大本を錯る……………一六
- 八 恩澤山野に滿つ……………一七
- 九 我國天皇の福德最勝……………一八
- 一〇 幸福なる六千萬の同胞……………一九
- 一一 十善戒の根本……………二〇

第三章 國王の十徳

- 一 能照の徳……………二一
- 二 莊嚴の徳……………二四
- 三 與樂の徳……………二六
- 四 伏怨の徳……………三〇
- 五 離怖の徳……………三二
- 六 住賢の徳……………三六
- 七 法本の徳……………三七
- 八 持世の徳……………三八
- 九 業主の徳……………四二
- 一〇 人主の徳……………四五

第四章 父母の恩

一 孝順は至道の法……………五三

二 父母十種の恩徳……………五五

三 母には十徳あり……………六六

四 山王大海の如し……………六八

五 孝に二方面あり……………六九

六 佛祖の父母に報恩……………七〇

第五章 衆生の恩

一 衆生の意義……………七三

二 世界は一切の和合……………七四

三 主従相互の扶持……………七五

四 夫婦相互の扶持……………七七

五 親族朋友相互の扶持……………七八

六 國民一般相互の扶持……………八〇

第六章 三寶の恩

七 世界萬國相互の扶持……………八〇

八 一切萬類相互の扶持……………八一

九 三世に渡りて相互の扶持……………八二

一〇 慈悲心禽獸小虫に及ぶ……………八三

一一 慈悲心山川草木に及ぶ……………八四

一 寶の六義……………八六

二 世間の寶……………八七

三 出世間の寶……………八八

四 聖徳太子憲法中の三寶……………九〇

五 廣大なる恩徳……………九一

六 佛寶とは何ぞや……………九二

七 佛の三身……………九四

通俗 家庭講話 「總目次」 終

目次	八	法寶とは何ぞや……………	九五
九	僧寶とは何ぞや……………	九六	
一〇	三寶に三種の功德……………	九七	
一一	一體の三寶……………	九八	
一二	現前の三寶……………	一〇〇	
一三	住持の三寶……………	一〇〇	
一四	佛教の眞意義……………	一〇三	
一五	本分底の境涯……………	一〇五	
一六	般若多羅尊者の如是經……………	一〇七	
一七	三寶の恩の廣大無邊……………	一〇九	
一八	完結……………	一一〇	

通俗 家庭講話

洞上沙門 佐佐木珍龍述

第一章 道德の根底

一 緒言

抑も大聖世尊釋迦牟尼如來は、心地觀經に、「恩を知り恩を報ずるは聖道なり」と説き玉はれてあります。依て這回は國民道德の根底たる知恩報恩の意義より佛說四恩の講話に及ぶ次第であります。

偕て時は大正二年の大新年を迎へたのであります。既に明治四拾五年間先帝明治聖天皇の御治世は、客歲七月三十日午前零時三十分天皇の御登遐に伴ふて明治の終りを告げざるを得ざるの止む能はざるに際し、直に今上皇帝陛下の御踐祚在

第一章 道德の根底

まして慈悲仁愛に渡らせられ元號は大正と御治定になり文武百官を始め下庶民に至るまで優渥なる勅語を賜ひ上下其堵に安んじて實に世界無比最勝最上の道徳文明國なる仁政の下に生息し各其業務に従ふことの出来るは誠に難値難遇の幸榮であります。

斯る幸榮なる福祉に沐浴するは是れ偏へに明治天皇の御恩徳である萬古無比世界に聖明絶大なる明治天皇の御恩徳を知り其御鴻恩に報い奉るは明治天皇陛下の四十五年間の御治世中に下し賜はれた御勅語を奉戴して今上皇帝陛下に對し奉り忠實誠を致すが第一の知恩報恩であると思ふのであります。

### 二 明治天皇の御聖徳

欽み惟るに我明治天皇陛下は孝明天皇の皇子に在りまして御母君は英照皇太后陛下に在りし嘉永五年九月二十二日太陽歴十一月三日を以て御降誕遊ばされ祐宮と稱し奉り御諱を睦仁と稱し奉り大納言中山忠能従一位中山慶子御傳育の任を拜承して同邸に移させられ御歳六歳まで中山邸に於て御生長在らせられ萬延元年六

月十日皇太子に冊立せられ慶應二年十二月廿五日御父の帝孝明天皇崩御在らせられてより翌三年正月九日御年十六歳に在りまして實祚を踐み遊ばさせられたり。偕て其當時は既に幕府の末にして國政振はず恐れ多くも皇室の式微に伴ふて國歩艱難の秋に際し外は諸外國の開港を迫るあり内は勤王鎮幕の兩黨の相闘あり國論沸騰して諸藩何れも向背に迷い公卿百官は幕府の厭迫を恐れて如何ともすること能はず實に内患外憂相逼り殆んど大御心を安んじ奉ること能はず。然るに明治聖天皇は允文允武聖明叡智に渡らせられ時勢の趨向するを御明察在らせられ各藩の正邪を糺し玉ひ國論を鎮めさせ玉ひて愈々徳川幕府の大政奉還となつたのであります。

### 三 帝國革新の基礎

偕て此の慶應三年十二月九日王政復古の大詔を下し玉ひしは鳳算拾七歳に渡らせ玉ひて愈々維新の大業を成功あらせられ帝都は江戸に移させ玉ひて文武百僚百官を従へさせられ乘輿東臨あらせられ玉ふ而して明治元年三月四日を以て五個條

の御誓文を發せられ、實に萬世不易の國是を定めさせられ、億兆の蒼生保全の道を立てさせ玉ふ、盛徳隆々、威光赫々、我帝國大八島洲は天振い地搖ぎて絶大なる革新の基礎は定まりたり。

爾來十年間は、非常に大御心を勞させ給ひ、明治十年には西南の役あり、此役収まつて大いに内政の實を擧げさせ給ふ、而して、明治十五年一月四日には、陸海軍人に勅諭を賜ふて、我帝國軍人の骨髓を鞏固にせしめ給ひ、明治廿二年には、憲法御制定御發布遊ばされ、明治廿三年には、帝國々々會を開設遊ばされ、同年十月三十日には、教育勅語を下し賜て、我帝國々々民教育の基礎を御確定遊ばされ、明治二十七八年には、對清の役あり、明治三十三年には、北清の事變あり、明治三十七八年には、對露の役あり、何れも戰役には連戰連捷、戦へば必ず勝ち、攻むれば必ず取る、實に皇威八紘に輝き、國威宇内に揚り、臺灣は領土に歸し、樺太南半島は我有に復し、朝鮮は我國に併合せられ、一千餘萬の同胞は増殖し、滿洲は勢力範圍の中に入り、關東州は租借となり、極東平和の基礎を樹立させられ、二千年來の東洋の禍根を斷ち、玉はせられ、東海日出の一孤島なる帝國は、封疆を大陸に延べ、品位は世界列強と伍を爲し、正に世界文明の一等國たる列に加へ

らるるに至る、實に此の文蹟武勳の偉大なる上、我皇祖皇宗の御祐助と、又天祖天神、神明佛陀の加被力と、下文武士民の忠誠とに倚ると雖も、正に我明治天皇陛下の御聖徳に依らずんばあるべからず。

#### 四 如何が報謝せん

實に我帝國建國以來百二十代の歴朝、何れも優劣は在しませざと雖も、然かも、明治天皇の如きは、正に絶倫無比、豈に我帝國の御歴朝の絶倫のみならず、世界萬國に於てするも、斯る聖明絶大の皇帝は出現在しませざ、神武天皇の御威稜、否な、天照皇太神の權化に在しませるか、草莽の微臣、争か其の御聖徳を頌し奉ることを得んや、誠に恐懼措く處を知らず、唯だ感泣に咽のみ。

斯る帝國に生を受けたる六十餘萬の蒼生、何の多幸ぞや、殊に掛柄等袈裟下に生息する貧道六千餘萬の蒼生と共に、斯る鴻大罔極の御恩徳をば、如何にして報謝し奉るべき、此に聊か自己の天職として、謹んで、佛說四恩の講話を爲し、百億萬千分の知恩報恩の誠を致さんことを期するのである。



### 五 佛說四恩の意義

偕て是より至極平易簡短に、四恩の話を致さうと思ひます。此四恩と云ふことは、普通の佛教の上より、何れの宗、何れの派と云ふことを問はず、此佛教を信する人は、此四恩の道理を明めて、報謝の義務を實行せねばならぬ、否、實行しつゝあるのであります。ソモ、之れは佛教の上で云ふ計りては、都て人類として、此世に出生せるもの、何人でも、此四の恩を報ずることが出来得なかつたならば、人道を踏むの人とは、言へぬのである。其四つの恩は何であるかと言ふに、釋迦牟尼如來が御説きなされた、大乘本生心地觀經報恩品に明かに、斯様に説き示されてある。

諦聽せよ、諦聽せよ、能く之を思念せよ、我今世間恩あるの處を説ん、世間の恩に四種有り、一には父母の恩、二には衆生の恩、三には國王の恩、四には三寶の恩、是の四恩、一切衆生平等に荷負す云云。

と、之れが四恩であります。

### 六 這一字人道の根本

全體此の恩と云ふことは、如何なる意義であるかと云ふと、恩は恩徳と熟字して恩の意味が「メグミ」と云ふこと、「メグミ」とは「ホドコシ」と言ふこと、「ホドコシ」は「アタエ」と云ふこと、綜合すれば、詰り、恩恵とも云ひ、施與とも云ふて、即ち徳を「メグマレ」た、徳を「アタエラレ」たと云ふことになるのである。此世の中に生れたる人類は、何れも、此四通りの徳の恩恵施與を受けぬものはないのである。其四通りの徳の其施與恩恵を受けて、報謝せなかつたならば、人間の道に負くのである。故に涅槃經には、人は多恩なるが故に、人は多恩なるが故に、と説き、又た、大智度論には、恩を知るものは大悲の本なり、乃至、恩を知らざるものは、畜生よりも甚しとまで示されてある。

### 七 萬靈の長たる所以

人は萬靈の長なり、其萬靈と異なる長たる所以の者は、何んであるかと言ふに、只此多思多恩の二つである。多思と云ふは、思慮の多いこと、詰り、智恵が一切の萬靈より、

長じて居ると云ふことである、又た多恩と云ふは、多くの恩恵と施與とを受けて居るから、其徳に報謝し、酬答して、知恩報恩の本分を盡し、自ら慈悲仁愛の心を起すのである、是の如くの所以なるが故に、多思多恩と云ふので、都て此世に生息する人類は、一切の萬靈よりは、長りたる廣大なる、如來の本智を具して居るのぢやから、其智慧の光明を輝かし、一切の迷暗を打破して、轉迷開悟と云ふ、向上本分の道に進んで參れば、自ら佛智見が現成して、隨つて慈悲の情が兆して來るのである、其時に智慧と慈悲とが圓滿した、所謂佛の境界と謂て好いのである、それが即ち、自覺覺他、覺行圓滿の境界となるのである。

### 八 人類道德の本源

四恩報謝の行ひは、正に人類道德の本源である、此人生は、如何に智識のみ進歩しても、實踐躬行の道德の行ひが出来なかつたならば、片輪人間である、今日の世の中は、頻りに文明々々と云つて、唯したて、吾日本帝國は、五大洲中の文明の一等國の仲間之列せられたとて、誠に人々が喜んで居る様ぢやが、其實、只だ物質的の文明にのみ走り、

其裏面には、非常に道德退歩の現象を呈して居るてはあるまいか。

### 九 道德退歩の現象

見よ、吾日本帝國の柱石なる、恐れ多くも、皇室の藩屏たる、恰かも、庶民が神と信じて尊敬を拂ひつゝある、陸海軍兵士の中にも、或は罪惡を犯して、軍法會議に附せられ、衛戍監獄の中に呻吟するものなき乎、又た我國の憲法の明晰なる、法度を司る法律官にして、或は其法律の罪人となり、牢獄に呻吟する底の漢なき乎、國民を教育して、國家の文化安寧を企圖し、國運の發達を掌握する教育家にして、或は法律に觸れ、國家の罪人となるものは、あらざる乎、將た國家の道德維持を標榜し、以て萬民を靈界に導き、現世は、止惡作善の人道を完ふし、後世は、永く生死透脱安心快樂の妙境を得せしむる宗教家にして、墮落破廉耻、無慚無愧の輩は、あらざる乎、説て此に至れば、豈に長大息の極みならずや、加之、幸徳秋水一派の如き、遍狹なる社會主義、無政府共產主義などを主張し、爆裂彈を製造する等の事に至りては、絶言絶慮、措く處を知らざる也、實に恐懼慨嘆に堪へざる次第であります。

### 十 社會改善の急務

故に現代吾帝國下民の情況は、口に道徳を主唱し、倫理を鼓唱すれども、實踐躬行の一段に至りては、日々に衰頹し、或は新聞に、或は雜誌に、倫理を破り、道徳を損ずるの聲は、吾人の耳朶を衝く、子として親に負き、妻として夫に貞を破り、兄弟の間に争ひ、訴を起し、親戚朋友に信義を失し、結局手には手錠、足には足錠、暗き獄屋に、三惡道の日暮をなすとは、實に情けなき情態ではあるまいか、故に佛世尊の説き玉ふ、四恩報謝の道徳、倫理の大本なる、斯道を説明して、幾分社會の改善を圖り、道徳を裨補するの一端にも、がたと、恣廢の閑言語を弄する所以である。乞ふ大方の諸彦、一讀を玉へかし。

### 十一 四恩とは何ぞや

偕て、四恩とは何ぞや、其名目は

- 第一、國王の恩
- 第二、父母の恩

- 第三、衆生の恩
  - 第四、三寶の恩
- 是てあります。

此れは、心地觀經には、父母の恩を先にし、衆生恩之に次ぎ、國王恩を第三に置いて、説かせられてあるが、今は感ずる處ありて、國王恩を先に講話すると致しました。

## 第二章 國王の恩

### 一 國土と臨御統治

抑も此の世の中は、國の南北を問はず、東西を論ぜず、人民の棲息せる土地は、國王なければ秩序が亂れ、弱肉強食の禽獸と相撰ばぬ有様となるが故に、必ず民主なる國王が無ければならぬのである。若し然らずんば如何にしてか、生命財産を保護し、社會組織の面目を完ふすべき、夫故に國王の恩をば、或は人王臨御統治の恩と謂てもよいのである。既に自身の生成發育の之恩を受けたる父母の恩を報ずるも、或は佛法僧の三寶の之恩を酬答せんと欲するも、此の人王君主が臨御在しまして、萬民を統治し玉ふ大恩がなければ到底他のあらゆる一切の大恩を報答すること能はぬのである。故に、釋尊は國王の恩を報ずると云ふことは、世出世の上に於て、最大肝要であると説き玉はれてある。釋尊は三界の大導師として、廣く三千大千世界の國土に對して、御示し下されたる國王の恩であるけれども、殊に我日本帝國に在りては、一入適切に感ず

るのであります。

### 二 佛説と我國體

そは如何と言に、現今世界の萬國は、何れも民主を頂き、或は大統領を立て、共に萬民が相違ふのである。然れども、獨り我日本帝國の國體は、諸外國の國體と全く趣きを異にして、開國以來殆んど三千年になんなんとするあひだ、皇統連綿として、一系相續し、而かも、天神七代より地神五代、更に又た、其根元に逆れば、幾千萬年か計り知ることの出來ざることなれど、其往昔より、既に今日まで、恰かも、天井より、墨の上に、一本の糸筋を垂れたが如き、一點でも動き變たことの無い國柄であるから、尙一層國王の御恩報謝の本分を盡さねばならぬのである。他の世界の萬國は、優勝劣敗で腕力を以て、自身が帝王となり、民主となりたるのとは、大々の違ふのである。見よ、現に東洋の老大國なる支那に於ける、光緒皇帝愛親覺羅帝は、達胆より起て、明朝を倒し、清朝を建て、寶祚を踏み玉ひし故、常に清國には、哥老會なる一の黨派ありて、帝威を傷けんとせしが、遂に明治四十五年の今日に至りては、結局皇帝は帝位を退讓遊ばされ、共和政を建設する

に至つたのである。是れ實に支那の大革命である。然し想起せば、支那は唐宋元明清と先朝を倒し、後の朝廷を建設し、又たそれを倒して、後の朝廷を建設し、實に建國以來、弱肉強食で、定まりなきが支那の國柄である。故に口には中華と呼號して、仁義忠孝は唱ふるけれども、其實際は行はれないことは、明白なる事實であります。

### 三 忠孝一體難の外國

如何となれば、眞の忠孝は、我が祖先を重んじて、己れが祖先以來の主君に、忠節を盡さねばならぬ。然れば、明朝の遺臣は、眞の忠を盡すには、現代の清朝を倒して、明を推して、建てねば、忠にはならぬ。譯に、元の遺臣は、又た其の明朝を倒して、元を推して、建てねば、忠にならぬ。宋の遺臣は、明朝を倒して、宋を建てねばならぬ。唐の遺族は、宋を倒して、唐を建てねばならぬ。譯である。左れば、眞の忠は、全く行はれぬのである。孝を盡すと云ふも、亦復其の通り、明の遺族より言ふときは、自分の祖先は、明である。清の爲めに倒された故、眞實祖先に孝を盡すには、清に負かねば、孝を盡すことは出来ぬのである。故に支那に於ては、到底眞實の忠孝仁義は行はれぬ。いや、支那計りてはない。英佛獨米等皆な同一

轍なのである。

### 四 眞に唯一の理想國

然るに我日本帝國は何の幸か、萬世皇統一系連續として、天壤と共に無究て、皆な天照皇太神の御子孫ならては、千代八千代に、寶祚を踏み玉ふことは、不可能の掟である。から、千代萬代の末までも、皆な同一系で、五千萬の民草は、皆な其の子孫なるが故に、上神代より皇祖皇宗に事りて、現代の陛下に在しますので、忠義忠節を盡せば、自ら自己の祖先なる、大父母に孝行を盡すのである。故に、古今一轍、忠孝一體、君民一致の大忠大孝を盡すことが出来るのである。これがソモ、我大聖釋迦牟尼世尊が示し玉はれたる國王の恩を報ずると云ふのである。

### 五 眞理に握手する佛教と國體

ソモ三千年前の釋尊の所説が、我が日本帝國の國體に、函蓋相合するが如くに適合するは、是れ又不可思議と言はねばならぬのである。然し、我佛教は、只天地宇宙の大眞

理を中心として、説き玉ひし教なれば、天地の理に適ふたる國體宇宙の眞理に適ふたる國情には、正に適合するのである。殊に、我日本國には、欽明天皇の朝に佛法傳來して、上皇室より御尊信になり、下萬民の津々浦々に至るまで、能く行き渡りて、殆んど一千五百年の間、日本帝國の國體の元機となり、引て國家を文化開明の域に導きたる、文明の指導者となり、抑も吾日本建國の本元たる神惟の道に加へて、支那道德の傳來せる、五倫五常の人道に、更に、五戒十善の教を混和して、初めて國家道德の中心となり、所依處となり、庶民を外は文化開明の域に進ましめ、内は道德の行を充實せしめ、而して現世は能く、忠君愛國、仁義孝悌の本分を盡し、後世は、信心堅固、生死透脱の境界に安住し、未來永劫、佛果菩提を成就するの、最大幸福を得せしめつゝ、在つたのである。

### 六十善の天皇佛教加護

是の如く内外表裏、現當共に最大なる幸福を、萬民が得るに至つたのは、上に十善の聖天子が在しまして、佛法を興隆弘通せしめ、尙ほ且つ、番々出世の祖師方を御保護成し下されたる所以である。故に世出世の上から、我等民草は、一日寸時も、上天皇の御

恩を忘るる様の事ありては、大和民族とすることは出来ぬのである。

### 七 人道の大本を錯る

見よ現代は西洋各國より所有宗教傳來して、信仰自由と規定せしめ玉ひし憲法の御聖旨を立場として、教を布きつつあるのであるが、國民として、同じく勸善懲惡の人道を行はしむるの一端は、國家を益する少々ならずと雖も、單に獨一眞神を崇奉して、神の外に君主も貴からず、神の外に父母も貴からず、獨り眞神のみ貴んで、他に尊敬を拂ふことを重ぜざるの一端に至つては、實に我國體上百年の後が思ひやらるるではあるまいか、ソモ明治の始めより今日まで、不敬事件の起りたるは、多くは皆な西洋宗教の信仰中毒なるに至つては、實に寒心に堪へざる次第である。

若し夫れ後の世に至り、宗教の上より、或は學理の上より、萬一にも人道の大本を錯り、宇宙の徳義を破り、其國體を損ずる様の事ありては、實に由々敷大事である。故に釋尊は心地觀經に、四恩報謝の大本を説いて、必ず國王恩を酬答せよと、示し玉ひし所以である。

### 八 恩澤山野に満つ

抑も我が佛説心地觀經に依て、國王の恩を辨ずるに、徹頭徹尾、我日本帝國の上より御話をするので、他の外國のことは言はず、又た言ふの必要がないのである。故に我日本國民たるものは、海の南北を問はず、地の東西を論ぜず、普天の下、王土にあらざるは、なく、率土の寶、王臣にあらざるは、なし、て、瀝女が臥屋の、月漏る小屋に、夜を明かし、或は山樵の炭、焼く小屋に、日を送る、卑賤下郎の、身の上に至るまで、假令、一刻半時も、天皇の御恩を忘るる様の事は、無いのである。幾百千萬年の後、此の皇恩を忘るる様の事ありては、ならぬのである。故に釋迦牟尼世尊は、心地觀經報恩品に、示し玉へし、金言が、斯様である。

「善男子、國王恩とは、福德最勝にして、人間に生ずと雖も、自在を得るが故に、(乃至)其國界に於ける、山河大地、大海の際を盡して、國王に屬す、一人の福德は、一切衆生の福に勝るが故に」

と、是の如きの示してある。

### 九 我國天皇の福德最勝

抑も釋尊の説き玉ふ、國王の福德は、最勝であるとは、既に夙世に於て、十善戒を持てば、天皇に生れ玉ふと云ふか、因果律であるけれど、ソレハ、兎に角、福分と徳分が最勝に在りますが、故に、人間界に生じ玉ふとも、誠に自由自在に在りまして、率土の寶は、皆な王臣、普天の下は、皆な王土なるのである。故に、其國界に於ける、山河大地、大海の際を盡して、國王に屬すとの示してある、吾人が因果の道理に依て、此日本帝國に生れ、同じ國土に往する、因縁であるけれども、天皇陛下の福德最勝に在りますが、故に、我等六千萬同胞の財産は、皆な天皇陛下の財産、此の天皇陛下の御恵みを、一日半日でも、離れては、生息して居ることは、出来ぬのである。夫故に、天皇は、又た、正しき憲法を發布し玉ふて、萬民を安穩ならしめ玉ふのである。故に、經に、又た、是の如く示されてある。

「是の大聖王は、正法を以て化して、能く衆生をして、悉く皆な安樂ならしむ。譬へば、世間一切の殿堂は、柱を根本とするが如く、人民の豊樂は、王を根本とす、王に依りてあるが故に」

との示してある。五千萬の同胞は、帝王の柱が無ければ、一日も安穩に生命財産を保つて居るとは出来ぬのである。

### 一〇 幸福なる六千萬の同胞

抑も神武天皇より以來、今上陛下に至るまで、皆な叡聖文武なる、大聖王に在りしものが故に、外か他國の侮辱を受けたることもなく、内臣民の實祚を傷けんと企てしものもなく、又た庶民が帝王の爲めに塗炭の苦を受けたることも無く、殊に又た斯る眞正なる宗教即ち佛教を撰まれて、御尊信になり、下萬民も共に之を信じて、二世の安樂を得るとは、誠に仕合なる、我日本帝國民と言はねばならぬ。常に之を思へば、寢食にも感涙襟を濕さざるを得ぬのである。又た心地觀經に、

「若し人王有りて、正見を成就し、法の如くに世を化するを名けて天王とす、天の善法を以て世間を化するが故に、諸天善神及び護世の王常に來り加護して、王宮を守るが故に、人間に處すと雖も、天業を修業して、賞罰の心偏黨なきが如き故に、一切聖王の法は皆是の如し云云。是の如き聖主を正法の王と名く、是の因縁を以て、十徳を成

就す云云」

と示されてある。

### 一一 十善戒の根本

今此の法の如く世を化するを名けて天王とす、天の善を以て世間を化するが故に、と説き玉ひし、天の善法と云ふは、正に十善戒である。我が日本帝國は、佛法傳來以來、誠に恐れ多い事ながら、必ず實祚を踏み玉ふときは、十善戒を受け玉ふて、十善の天子と崇奉するのである。其れが故に、御政道にも、自ら十善を以て世を感化し玉ひて、治國の要と爲し玉ふたのである。故に、聖德太子、厩の王子、十七憲法を御制定に成り、推古帝の御名御璽て御發布に成たのちやが、ソモ其の第二條には

佛法の根本、信仰戒の歸依三寶をば

「篤く三寶を敬せよ、三寶とは佛法僧なり、即四生の終歸にして、萬國の極宗なり云云」と御制定なし玉ふたのである。之れが十善戒の根本、信仰戒となるのである。之れが根本、三聚淨戒も、十善戒も行はれる。之れがソモ人生道德の根元である。我帝國は世界



第一の道徳國であると呼び囃されて居るのも、之れが根元である。斯る聖天子の治下に生れ合せ、塔に安んじて世渡りを爲す人民は、愈々聖恩の優渥なるに感泣せざるを得ないのである。尙此の三寶は、次の第六章の三寶恩にも委しく説明を致します。

### 第三章 國王の十徳

是れより進んで釋尊の所説に基いて、國王の十徳の略説に及びませう。

一者 能照の徳と名く。智意眼を以て 世間を照すが故に

と、之れは畏れ多いことながら、天皇陛下の御徳は、恰かも太陽の如く、下萬民を照鑑在しますのである。即ち智惠の廣大なる眼を以て雲井の上に在しましたながら、日本全國津々浦々まで照鑑し玉ふのであるから、能照の徳と示されたのである。實に賢明なる御眼にて、國土人情風俗習慣まで悉く照見の上、臨機應變の政事を施し玉ふのである。故に上大臣より及び陸海軍人まで、下は柴刈る賤女が臥屋まで、一味平等の恩徳を蒙つて居るのであるから、正に能照の徳と宣はせられたのである。心地觀經に「日天子の能く世間を照すが如く、聖王復能く天下の人を觀察して安樂ならしめ給ふ」

と説かれてある、之れを善無畏三藏の口授を、一行阿闍梨が筆記せられた大日經の疏

に  
「闇を除て普く照す」

「能く衆務をなす」

「光りに生滅なし」

との三通りの義が書てあるのであります。

ソモ我日本帝國が明治の御代になりて、教育は普及し、大中小の學校は隆んに起され、文化開明の域に進みしは、正に是れ闇を除て普く照すのである、又た往代は我國に在て外國あるとを知らなかつた、武陵桃源の我國が萬國と交際し、條約を締結して、世界の文明を吸集し、五大洲を凌駕するの今日に至りては、都ての事柄が皆な國民福利を増進するのである、故に能く衆務を成すのである、又た上の仁政に春夏秋冬、雨風晝夜の差別なく、國民皆な枕を高くして、安穩を得るのであるから、光りに生滅なしと云ふて好いのである、之を總じて能照の徳と云ふのであるが、此の十徳の内、能照の徳は、恰かも總體とも云ふべきにて、餘の九つの徳には皆な係るのである、なんと、天皇の御

恩徳は廣大無邊、言説譬論の及ぶのではないのである、殊に明治天皇の從晝至夜、政事を櫛はせられた其の大御心の有様が、御製の御歌にて伺ひ奉ることが出来る、其の御製に

政事出てささぬと思ひしは

夢なりけりな庭鳥の啼く

と誠に恐懼措く能はず、感泣の至りてあります。

### 二者 莊嚴の徳と名く、大福智を以て 國土を莊嚴するが故に

抑も、此莊嚴と云ふことは、莊飾嚴淨と云ふて、ツマリ、美しくかざりつけをする、と云ふことになるのである、其莊嚴にも、有形と無形とありて、先づ其の有形の方を言は、既に我が日本帝國は、山水明美で、諸外國に比較の無い國ぢやが、殊に明治維新以來は、明治天皇陛下が、大御心を運ばせ玉ふて、鐵道、電氣、電話、電報、無線電報、及び自動車、飛行機、潜行艇と云ふ様に、都て文明の利器を採用し、玉ひ、又た、道路、橋梁、港灣、修築、河線、改良、

鑛山炭山農事耕作等より、一切の工商業等悉く世界の極粹を採用遊ばされ、全く現今我帝國の有様は、淨寂光土の七寶莊嚴の華の世界と謂つべき有様である、皆な是れ天皇陛下の大御心より出ることである。

又た無形の莊嚴と言はゞ、政事を正しくし玉ひ法律を明晰にし玉ひ、殊に憲法を御制定に成つて、帝國臣民が自ら止惡作善の道に赴く様に成し玉はれてある、加之我帝國は又た無形の莊嚴として、泰西諸國に殆りとする處は、五大洲に比びのない道徳である、即ち忠君愛國の大和魂である、之れが偏へに天皇陛下が、勅聖文武に渡らせ玉ひ、賞罰分明であるに依り、自ら道義の赤誠を發揮するのである。

ソモ其の本源は、過ぐる明治廿三年十月三十日御發布に成た教育の御勅語である。「我臣民、克く忠に、克く孝に、億兆心を一つにして、世々厥美を濟せるは、此我國體の精華にして、教育の淵源亦實に此に存す」と宣はせられてある、誠に難有き御聖旨である、又た

「爾臣民、父母に孝に、兄弟に友に、夫婦相和し、朋友相信じ、恭儉己を持し、博愛衆に及ぼし、學を修め、業を習ひ、以て智能を啓發し、徳器を成就し、進んで公益を廣め、世務を開

き、常に國憲を重んじ、國法に遵ひ、一旦緩急あれば、義勇公に奉じ、以て天壤無窮の皇運を扶翼すべし」と示し玉はれてある、實に陛下が斯くまでも、無形の莊嚴に、大御心を注がせ玉ふのである、故に東洋の君子、國仁義道徳の一到の國であると、五大洲より尊敬を拂はれるのである、是れ即ち莊嚴の徳と云ふのである、是れ皆な佛の説き玉ふ國王恩である、故に心地觀經に

「世間の所有勝妙華は、王の福力に依つて、而も開敷し、世間の所有妙園林は、王の福力に依り、皆な滋茂し、世間の所有藥草は、王の福力に依つて、諸の疾を醫し、世間の五穀は、王の福力に依り、皆な實を結ぶ」と説き玉ふてある、是れ即ち莊嚴の徳と謂はねばならぬ。

### 三者 與樂の徳と名く、大安樂を以て 人民に與ふるが故に

抑も、與樂の徳と云ふは、恰かも慈親か、我一子を思ふが如くに慈しみ、親は假令苦惱

を我身に代ても、我子には安樂を與へんとするのである。其れと同じく、國王が人民に大安樂を與へんとなし玉ふのである。故に心地觀經に

「譬へば長者に唯一子あつて、愛念比ひなく、憐愍饒益して、常に安樂を與へ、晝夜捨てざるが如く、國の大聖主も亦復かくの如し、衆生を愛念すること一子の如く、耆年を養育し、孤獨を救ひ、賞罰の心常に二つなし」

と説き示されてある。實に我が明治天皇陛下に於かせられては、正に佛の所説の如くてある。六千萬の民草を我が愛子と思召すのである。明治天皇の御製の御歌に

千早振る神ぞ知るらむ民のため

世をやすかれと思ふところは

又た臣民は天皇陛下を、父母と慕ひ、日夜に念頭を離るゝことはないのである。之れが只父母の如くに慕ひ、一子の如くに思召すと云ふ道理の上ばかりではなく、實際の上で就て、吾々六千萬人民の大父母は即ち神武天皇に在しますので、現在六千萬の人民は、皆其の神子、神孫である。然して見れば、血肉の上よりも、全く皇祖皇宗より今上皇帝

陛下まで悉く我々六千萬の民草の大父母に在しますのである。故に明治天皇の御製の御歌にも

熱しとも言はれざりけりへかへる

水田に立てるしづを思へば

冬深き聞のふすまを重ねても

思ふは民の夜寒なりけり

と詠じ玉ひ、又た皇太后陛下の御歌にも

綾錦とりかさねても思ふかな

寒さ掩はぬ袖のなき身を

と詠ぜられてある。斯の如くの御詠を拜して見れば、實に慈母の赤子を思ふが如くに在します。其大御心は感涙袖を濕さざらんと欲するも、能はざるのである。

又た想起せば昔し仁徳天皇は、御身の衣の破れ玉ひしも厭はせられず、又た御殿には雨漏りし、墻壁には風の漏るのも厭ひ玉はず、三年間、民百姓の租税を御許に成たのである。然して後に高殿より見そなはして、民の竈の賑はふを御喜びになり

「民の富は、朕が富なり云々」

との玉はせられた、其の時の御製の歌に

高き屋に登りて見れば烟り立つ

民の竈も賑ひにけり

と詠じ玉はれたのである。誠に貴く、誠に有り難き御聖旨ではあるまいか、又た明治天皇陛下が過る頃をひ、春の御詠に

此の春は、梅鶯もうち忘れ

民安かれと思ふばかりに

罪あらば、我を罪せよ天つ神

民は我身の生みし子なれば

と歌ひ玉ひしも、同じことである。是を即ち興樂の徳と言ふのである。

### 四者 伏怨の徳と名く。一切の怨敵

自然に伏するが故に

此の伏怨と云ふは、世間萬國の戦争を以て、王位を嗣ぎ、優勝劣敗の腕力を以て君主と成るとは大に異り、即ち道徳を以て萬民を治め玉ふのであるから、如何なる怨敵も自然に歸伏、心腹するのである。故に心地觀經に

「王の隣國に於て、咸來て歸伏し、人と非人との稱嘆せずと云ふことなし」

と説き、又た

「王の國內に於て、而も逆心を起すものは、須臾の頃に於て、是の如き人、福自ら衰滅す」と説き示されてあるが、若し隣國より、怨を含んで來るものも、忽ちに其徳に歸伏して讚嘆するに至り、又た國內に於て、逆心を起すものもあるも、皆な其徳に心腹して、相順ふのである。假令自身が謀叛を企つるも、恰かも平の將門が下總の猿島に偽宮を建て、自ら新皇帝と稱せし様の有様で、忽に其虛名偽徳は、衰滅するのである。之を伏怨の徳と云ふ。

又た彼の龜山天皇弘安四年彼の元の世祖忽必烈が、拾餘萬の兵を向け、我國を攻め來たけれども、遂に九州探題北條實政の爲めに破られ、拾餘萬の内生きて歸るもの僅か三人「是れより元兵我國を窺はず」と歴史に記されてある。

又た明治に至りては、廿七八年、日清の役に於ける、傲慢無禮の清國を懲らし朝鮮の微弱を援け玉ひしが如き。

又た明治三十七八年、日露の役に於ては、世界の最大強兵と言はれ、最大富國と言はれたる露西亞を相手にして、連戦連勝の中に、媾和締結せしめられ結局此の兩役に於て臺灣と樺太の南半島とは全く我領土に歸し朝鮮は我國に合併せられ北清滿洲は我が勢力範圍の中に歸し、我が國威は東洋の天地を震動し、旭の御旗は「ウラル」の峰頭に翻へり、世界向ふ處敵なきの帝國となり、又た清國が皇帝は讓位遊ばされ共和政體となるに際しては、政事顧問として、我國の政事家が其招聘に應ずると云ふ有様文學と及び物質の文明とは、正に世界の一等國に數へらるるに至たのである、是れ實に天皇の福力徳力道力と言はねばならぬのである。

ソモ明治天皇陛下治世四十五年間は、全く戰國の代て在たけれども、何れも無名の軍は更に無く皆仁義の軍である、明治十年西南の役に於けるも、又た明治廿七八年對清の軍も朝鮮を助けて、東洋の平和を保全し玉ふ大御心、又た三十七八年露西亞戰爭も極東の平和の爲め、東亞の民を安んぜんが爲めである、故に戰勝の報の至るときは、

暫く沈黙遊ばして「露西亞皇帝は嗚ぞ御心配であらう」との玉はせられたと云ふ、故に御製の御歌に

國のため、仇なす仇は、くだくとも

いつくしむべき、ことなれすれど

と詠じ玉はれたる様な大御心、故此の仁徳に自ら敵するもの無く皆な伏するのである、彼の明治三十八年一月一日に、露將「ステッセル」將軍が旅順開城して、幾千萬の士卒を引連れ降れるが如き、正に之を伏怨の徳と言ふのである。

### 五者 離怖の徳と名く能く八難を卻

けて、恐怖を離るるが故に

是れは、既に前項に伏怨の徳を御話申したのだが詰り上、天皇陛下の伏怨の御徳に依りて、下萬民が自ら諸の怖畏を離るゝことになるのであるから、伏怨の徳は重に天皇にかゝり、離怖の徳は重に、民衆にかゝると云ふ様なる事になるのである、然して其怖畏と云ふは、能く八難を卻くるとあるが、八難とは、心地觀經に

- 一者、他國の侵逼。
- 二者、自國の叛逆。
- 三者、惡鬼疾病。
- 四者、國土の飢饉。
- 五者、非時の風雨。
- 六者、過時の風雨。
- 七者、日月の薄蝕。
- 八者、星宿の變怪。

と之を八難と云ふのである。經に「王若し正治を失へば所依なし、而も正化を以てすれば、八大の恐怖、其國に入らず」と示されてあるが實に我國は開國以來他の外國の侵逼を受けたることなく、前項に既に叙述したる忽必烈と云ひ、又た豊太閤の朝鮮征伐と云ひ、又た明治廿七八年の日清の役、同三十七八年の日露の役と云ひ、偏へに我皇帝の正治の力、正化の徳と云はねばならぬ。殊に又た朝鮮國は二千年來東洋の禍根と云はれ、實に支那と我國との關係及び我が國と世界萬國との國際上に就ても、彼是と禍の起るは皆な朝鮮國が起因て在た。然るに其朝鮮國が我が國へ合併に就て、砲聲を一つ聞かず、統劍を動かさず、國際談判と云ふ様な論談らしき談も一言もなく、四海五湖風靜かに、波平かにして、一點の風雲なく、二國一體と成たとは、實に又た不思議と言はねばならぬ。誠に天祐と言ふべきか、皇祖皇宗の御冥助にも依るべけれども、又た正に明治皇帝陛下の御稜威即ち正治の御力、正化の御徳と申さねばならぬのである。

又た次に自國の叛逆と言ふも、明治の御代に至りては西郷隆盛の如き、又た古に在りては足利尊氏等の如き無きにしもあらざれど、是等は廟堂に於て自己の意見合はぬ故起りたることにて、天皇陛下の御尊嚴を汚し奉るの意では無いのである。又た明治四十四年春に至り、孝徳秋水等の輩、廿餘人、無政府共產主義などと云ふ、偏狹なる社會主義を主張し、爲めに開國以來會てあらざる危險志を懷き、千萬世の歴史を汚さんとせし形跡無きにしもあらざるも、之れとても忽ちにして撲滅し、更に社會に危害を及ぼすことも無かりし、故に下萬民は自然と恐怖を離るるのである。又た惡鬼疾病飢饉非時の風雨過時の風雨日月の薄蝕星宿の變怪と云ふも、是等は皆な天皇陛下の御聖徳に依りて天地も感じ、鬼神も感じ、天神地祇神明佛陀も皆な感應をいたしました。自ら危險を除き、萬民が苦難を免かるゝのである。

之れ偏へに天皇の御聖徳をば、十方の諸佛恒沙の如來、所有諸天善神乃至八百萬の神々たちが感應冥助在しまして、全く自然と下萬民が恐怖を除くので、是れ實に天皇の正治の力、正化の御徳に依るのである。之を離怖の徳と云ふのである。

### 六者 住賢の徳と名く諸の賢人を集

めて、國事を評するが故に

之れは總て物事は「三人行けば必ず吾師あり」と古人も云ひし如くに、多くの人と相談をしようと云ふことが必用である。徳川氏の政事の如きは「依らしむべし、知らしむべからず」と云ふ様な有様で在たが、我が明治天皇に至りては然らず、既に明治の始め即ち實祚を承けさせ玉ひし時、五個條の誓文を詔らせ玉ふた、其れは

- 一、 廣く會議を興して萬機公論に決すべし。
- 二、 上下心を一つにし、盛に經倫を行ふべし。
- 三、 官武一途庶民に至るまで各其志を遂げ人心をして倦まざらしめんことを要す。

四、 舊來の陋習を破り、天地の公道に基くべし。

五、 智識を世界に求め大に皇基を振起すべし。

と今捧讀し奉れば、其御聖旨の有難さ、誠に感涙に咽ぶのである、そも此御誓文が基礎

となり憲法は發布に成り、帝國議會は開設に成り、上廟堂に星列する文武百僚が、皆誠心誠意其大任を完ふして、御補佐の本分を盡し、國事は都て下萬民の代表者なる、帝國議會に諮詢商議を凝らし玉ひて、事大小と無く、公議輿論に依て可決確定の上、に御發布になると言ふ有様に、我帝國は日進月歩文化開明の域に長足進歩す、是實に住賢の徳にあらざして何ぞや。

實に釋尊の説かせ玉ふ住賢の徳とは正に 明治天皇陛下の御聖徳を除て外に如何にあるべき。

殊に陸海軍人に至りては果して如何ん、日清の域に於ける、日露の役に於ける、勇戦奮闘、連戦連勝、東洋の天地を席捲し、五大洲中を振動し、國威を宇内に輝かし、旭の御旗を「ヒマラヤ山」の頂に翻々たらしめ、世界第一等の強國の列に加はり、宇内無比の道徳國と唱へらるゝに至りしは、偏へに、天皇陛下の御稜威にして、又た以て住賢の御聖徳と申し奉らねばならぬのである。



### 七者 法本の徳と名く萬姓安住して 國王に依るが故に

此の法本と云ふは、諸法の根本と言ふことにて、世間の所有一切の萬物は皆、天皇の福徳の力に依て顯はるゝが故に、天皇の御聖徳が直に一切諸法の根本となるのである。故に心地觀經には

「世間王を以て根本となす、一切人民の所依たり、猶ほ世間諸の舍宅は柱を根本となして成立するが如し、人民の豊樂は、王に依てあるが故に」

と説かせられてあるが、即ち六千餘萬の蒼生は、上御一人の御聖徳に依て、安穩に日暮しが出来るのである。丁度、一軒の家の棟や梁や壁や天井が、皆な柱に依て其の分を全ふすると同じことである。斯る、天皇の廣大無邊なる御聖徳が在しまさねば、一日も安全に生命財産を保持する事が出来ぬのである。故に之を法本の徳と云ふのである。

### 八者 持世の徳と名く、天皇の法を以て世間を持つが故に

抑も此の持世の徳と云ふは、天皇は天下國家を持ち玉ふの御徳があらせらるゝ故、それを言ふので、其御徳とは即ち法を以て世間を持ち玉ふのである。其の、天皇の法と云ふは如何んと言ふに、所謂正法である。佛教の上よりは、此の天王と云ふことを天とは「最勝の義」王とは「自在の義」と申して、時々處々に拘はらず、何處の國へ持出して、自在に適用する處の最上無上の勝れる法を云ふので、凡そ法と云ひ教と云へば、數限りもない事であるけれども、此の東洋、印度、支那、日本と三國に推し渡り、能く國體に契ひ、萬世の後までも變りのない最勝の法は、佛法に如くは無いのである。

ソモ我國は、欽明天皇の朝に佛法傳來してより上、天皇陛下は十善戒を御受在し、まして、十善の天子と崇め奉り、而して政事を施し玉ふにも、自づと十善戒を本として、國家を治め玉ふが故に、上下一致、君民一体に、能く仁義忠孝の道も行はれ、五戒十善の徳も自ら行はれて、即ち五大洲中無比の道德國と言ふのである。茲に至っては、世間法も、出世間法も、同一体にして、佛法が盛んに行はるれば、國が能く治まり、佛法が盛んに行はれば、國が亂るゝと云ふ有様である。故に後宇多天皇は、廿五個條の御遺詔を、御宸翰遊ばされた。其第三個條目には

「我が後に血脈を續くの法資と、天祚を傳ふるの君主と、盛衰を同くすべし、興替を伴にすべし、我法斷敗すれば、皇統それ廢せん、吾寺興復すれば、皇業安泰ならん、努力よや、努力よや、吾此意に背て悔ゆること勿れ」と示し玉はれてある、實に我佛教は全く皇室とは非常なる密接の關係を持って居るのである、故に我佛教廢するときは、我皇統も廢するぞとの御勅語、佛教と皇室と即ち佛教と日本帝國とは盛衰興亡を同ふすると云ふことを忘れて後悔せぬ様にせよとの御勅語である。

是の如くに天皇が正法を以て世を治め、正法を以て國家を維持し玉ふ、廣大無邊なる御徳が在らせらるゝが故に、之を持世の徳と云ふのである、若し天皇に斯る御徳が在しまさぬときは、乃ち、秦の始皇帝の如く、四百餘州を壓倒して、王位を紹き、東西五十里もある阿房宮と云ふ、廣大なる別荘、即ち御殿を築き、三千人の御殿女中、即ち愛妾を持ちたる如き君主でも、支那國中の詩書百家の書物を燒き捨て、四百六十人も學者を生埋めにして殺し、忠孝二義の道を叩き潰して終ふと云ふ様な行ひで、一番大切な正法を以て世を持つと云ふ徳が欠けて居りました故に、僅か十五年の間に國を亡

して仕舞たのである。

然るに我が明治照代の聖天子の如きは果して如何ん、或は古社寺保存の爲には幾若干の金圓を下賜に成り、又た、各宗旨の御開山には夫れ夫れ國師號や、大師號等を追贈に成つた、其大略を云ふならば、天台宗眞盛派の開祖、圓戒國師へは、明治十六年四月、慈攝大師の號を賜はり、又た、泉湧寺の開山へは、明治十六年六月に、月輪大師の號を賜はり、又た、眞宗の親鸞上人へは、明治九年に見眞大師の號を賜はり、我曹洞宗の宗祖、佛性傳、東國師、道元禪師には、同年、承陽大師の號を賜はり、宗眞の蓮如上人へは、明治十五年に、慧灯大師の號を賜はり、我大本山永平寺へは、明治三十五年「承陽」二字御親筆の勅額を賜はり、總持開山、太祖國師へは、明治四十二年八月、常濟大師の號を賜はり、又た、妙心寺開山へは、無相大師、授翁和尚へは、國鑑國師の號を賜はり、白隱禪師へは、正宗國師の號を賜はり、實に枚擧に遑なき次第である、殊に我大本山總持寺の能登の國より、神奈川縣鶴見へ移轉新築に就ては、壹千圓も御下賜に成り、又た、其他都て國家に功有るものには、幾百千年前の者までも、追諡追賞の位階追昇等を賜はり、忠孝烈婦等は、夫々賞譽に預り、一視同仁の慈悲を以て世を始め玉ふのである、故に、明治天皇御製の

御歌に

山の奥島のはてまで尋ねみん

世に知られざる人もありやと

と詠ぜられてあるが其れが故に下萬民も亦た忠君愛國の赤誠を抽んで農工商業を營みながら或は教育法律行政の公官公用に従事しながら自ら愛國義烈の赤精を抽んで勤むるのである之が即ち我が御國が五大洲中に道徳文明の旗幟を翻々たらしむる所以である是を所謂天王の持世の徳と云ふのである。

九者 業主の徳と名く一切善惡の諸

業は國王に依るが故に

ソモ之れは下萬民の所有善惡業は皆な國王に依るが故に業主の徳と名るのである所謂國民一體上下一致であるから下萬民が罪惡を犯して牢獄に繋かれて上の御厄介を蒙るときは結局夫れが天皇陛下の御憐みとなるのである誠に恐れ多い事である尤も此本文も經説に依て辨ずれば種々六つかしき説もあるけれども夫れは

餘り冗長に渉るのみであるから極く省略して御話に及びます。

ソコデ下萬民が眞に忠君愛國の赤誠を抽んで日々之行持の上に於て善業を働いて益々國運の發展を謀り文化開明の域に歩を進むるときは自ら天皇の大御心を安んじ奉るのである言はゞ我日本帝國の國威の振不振も國運の發展不發展も皆な天皇陛下の御稜威に依ると雖も又た以て下萬民の精不精に依らずんばあらずである。天皇陛下は實に下萬民の善惡業の主宰者である皆上御一人の御身の上に歸するのである故に見よ軍隊の勅諭には斯く示し玉はれてある。

「朕が國家を保護し上天の恵に應じ祖宗の恩に報いまいらせる事を得るも得ざるも汝等軍人が其職を盡すと盡さざるとに依るぞかし我國の稜威振はざることあらば汝等能く朕と其憂を共にせよ我武維揚がりて其榮を輝かさば朕汝等と其の譽を借にすべし」

又た明治四十一年十月十三日戊申詔書には

「願みるに日進の大勢に伴ひ文明の惠澤を共にせんとする固より國運の發展に須つ戦後日尙淺く庶政益々更張を要す宜く上下心を一つにし忠實業に服し勤儉産

を治め、惟れ信、惟れ義、醇厚俗を成し、華を去り、實に就き、荒怠相誠め、自彊息まざるべし。云云。朕は方今の世局に處し、我が忠良なる臣民の協賛に倚藉して、維新の皇猷を恢弘し、祖宗の威徳を對揚せんことを庶幾ふ。云云。

と示し玉ひてある。嗚呼、實に此の一言誠に我が天皇陛下の御聖徳の存する處、其の儘大乘佛教の釋尊の所説と毫髪も違はぬとは、誠に不思議と謂つべき有難き次第である。

然れば我が日本帝國の國民は、益々篤く正法を信じ、忠君愛國の誠を盡し、國利民福の事業を起すときは、益々兵強く、國榮へ、皇室の御威徳が盛んになるのである。

譬へば、一軒の家も、屋根瓦が一枚破れても、或は壁が少し毀れても、自ら家に害をなすと同じこととて、六千萬人の同胞が、一人悪しき行をすれば、直に國家の體面の幾分に傷を付る様になるのであるから、吾人臣民たるものは、一舉一動に心を注ぎ、廣大なる業主の恩徳に對し、奉り、各自に忠實なる熱誠を以て、國家の威徳を益々海外にまで輝かす様にして行かねばならぬのである。

斯くの如く、下萬民の善惡の作業は、上御一人の御身の上に係りて、畏れ多い事なが

ら、悉皆上御一人に御引き受けて下さる様な事に成るのである。見よ、明治廿四年の二月頃、有つた露國皇太子が、我國へ來遊に際し、津田三藏なる者の不敬所行が在り、其當時の模様を洩れ、承るに當夜、大津事件の電報御覽に成て、十五分間ばかり沈黙の様子で在り、直に京都へ御行幸の勅説が下りて、明治天皇陛下親しく、京都「ホテル」に露國皇太子を御見舞遊ばされた。又、明治廿七年、對清の役の時である、支那の李鴻章が、全權大使として馬關に來た時、小山某が狙撃した事件が在り、明治天皇陛下は、廣嶋に在らせられて、之に對する處斷が誠に當を得て、李鴻章も笑て馬關を去つたと云ふことである。此の如く、都て一人の悪い事をするのも、皆な天皇御一人の御身にかゝる。又、又善い事を爲すも同じとてある。故に之を業主の徳と云ふのである。

### 十者 人主の徳と名く。一切の人民王

を主となすが故に

偕て第十は、人主の徳と云ふのである。何れの國も、萬民に君臨在します。上御一人は、人主である。人民の主たるは言はずもがなである。然れども、特に我が帝國、皇御國は、五

大洲中に於て并びの無い既に前條屢々説話せし如く皇統一系普天の下王土にあらざるはなく卒士の賓王臣にあらざるはなく皆な皇祖皇宗の御血筋を受けて生れ來りし六千餘萬の同胞である故忠を盡せば孝となり孝を盡せば忠となり忠孝一體君民一致上下一致の國體なるが故に誠に親しく誠に尊く誠に有り難く思ふて茲に至れば只感涙に咽ぶより外にないのである既に明治廿二年二月十一日憲法發布の御勅語の中に實とも畏き御言は

「朕我が臣民は即ち祖宗の忠良なる臣民の子孫なるを回想し其の朕が意を奉戴し朕が事を獎順し相與に和衷協同し益々我帝國の幸榮を中外に宣揚し祖宗の遺業を永久に鞏固ならしむるの希望を同くし此の負擔を分つに堪ゆることを疑はざるなり云々」

と示し玉ひ又た其の御告文には

「皇朕れ謹み畏み

皇祖

皇宗の神靈に語り白さく皇朕れ天壤無窮の宏謨に循ひ惟神の寶祚を承繼し舊圖

を保持して敢て失墜すること無し顧みるに世局の進運に膺り人文の發達に隨ひ

皇祖

皇宗の遺訓を明徴にし典憲を成立し條章を照示し内は以て子孫の率由する所と爲し外は以て臣民翼讚の道を廣め永遠に遵行せしめ益々國家の丕基を鞏固にし

八洲民生の慶福を増進すべし云々」  
と告白し玉ひし我帝國の臣民等今更ら拜讀し奉るに感泣衣袖を濕すに堪へず嗚呼實に此國ありて此の君あり此君ありて此國あり斯る允文允武に渡らせ玉ひて下萬民を慈愍撫育し玉ふに若し不忠の臣となり不良の徒となりて大御心を惱まし奉ることあらば千生萬劫にも無間地獄の罪科を免るゝことは出来ぬのである

又た明治十五年一月四日陸海軍人に下し玉ひし御勅諭の御言には

「夫兵馬の大權は朕が統ぶる所なれば其司をこそ臣下には任すなれ其大綱は朕親之を攬り敢て臣下に委すべきものにあらず子々孫々に至るまで篤く斯旨を傳へ天子は文武の大權を掌握するの義を存して再中世以降の如き失體なかんらこ

とを望むなり、朕は、汝等軍人の大元帥なるぞ、されば朕は汝等を股肱と頼み、汝等は朕を頭首と仰ぎて、其親は特に深かるべき云云』

と宣玉はせられてある。是れ又拜讀すれば感激措く所を失ふ次第である。

是れ實に軍人として言はゞ、海陸の營内の人のみに示し玉ひしが如くなれども決して然らず、國民軍と云ふことになれば、我帝國に生れたる男子たるものは、老若とも一度は、國民軍の範圍を出ることは出来ぬ、所謂十八歳以上四十五歳までの男子は皆な國民軍籍の人である。加之我帝國は、國民皆兵制度の國柄である、男子ばかりではない、婦人も老若ともに皆な軍人である、近くは、歴史上に明かなる事實は、神巧皇后が婦人の御身に在し、殊に御懷妊の御身に在し、なから朝鮮征伐の途に就き玉ひしは、恐れても尙ほ畏れ多きことであり、又た近く、日清日露の役に於ける衛生隊、附看護婦として、幾多の婦人が戦地に臨んだのも、戦地に臨めるものは皆な軍人である、戦闘員と、非戦闘員との差別はあれ、男子も婦人も戦地に従ふ以上は、軍人たるの性格は持つのである、況んや我帝國の國體が、國民皆兵の制度に於てをやである。ソモ又た、天照皇太神は女性に在し、ませしにあらすや、又た御歴代々の聖天子にし

て、女性に在しませしは、數ふるに遑なき次第である。

其故に我六千餘萬の民草は、男子と言はず、女子と言はず、國民皆兵の精神を以て、上御一人を頭首と仰ぎ奉り、朕は汝等を股肱と頼むと宣玉はせられたる御聖旨を奉戴して、誰も彼も日夜戰の庭にある軍人の志想を以て、農工商業を營まば必ず日本國民たるの面目を完ふることが出来るのである、兎角日本帝國人民は、古人の諺に「咽元通れば熱さ忘る」と云ふ如く、過る明治廿七八年、日清の役了て爾來は北清事變の爲めに一日の寧日も無かりしが、其後間もなく明治卅七八年、日露の大戦争は開始せられ、東洋の天地は震動し、滿州の大原野には、修羅の活劇は演ぜられ、血臭き風は東半球の天を覆ひ、渤海灣より日本海否な太平洋上は、悉く生血の潮と化して流れ、鬼哭し、神叫び、地震ひ、地裂くるの有様なりし、然るに三年五年と過去て見れば、我國の澎張と共に、自ら人心も緩かに流れ、物質の飾に流れ、衣食の嬌りに長じ、眞實質素朴訥なる武士的精神を薄ふするに至る、誠に嘆はしき極みである。

故に 明治天皇陛下は、此に宸念を惱ませ玉ひて、前項述べし如く戊申の年に、詔書を御發布になつた御聖語が即ち

「上下心を一つにし、忠實業に服し、勤儉産を治め、惟れ信、惟れ義、醇厚俗を成し、華を去り、實に就き、荒怠相誡め、自彊息まざるべし」  
 と宣玉はせられてある。我等帝國臣民たるものは、是の如くに忠實に自己の業務に服し、勤儉産を治め、以て惟れ信、惟れ義、一舉一動、慎重の態度を以て世を渡り、淳朴濃厚にして、華美を去り、着實に己れが分を守り、荒怠相誡め、自彊息まらずして、自己の面目を完ふせば、自然と陛下の罔極の廣大深恩百千萬分の一に報ひ奉ることが出来るのである。故に之を人主の徳と名くるのである。

上來述べ來りし十種の御徳は、我釋尊所説の經文に依て只一部分のみを説話せしのみであるが、今や我が日本帝國の臣民、臣子たるもの、深遠廣大至厚罔極の御恩徳は、如何に言端語端を費すも、到底述べ盡すことは不可能であるから、只だ人々日々の行持を喜んで人々の本分に違はぬ様に心を注ぎ、眞に忠君愛國の誠を致さねばならぬ。見よ、大正元年九月十三日即ち明治天皇陛下の御登遐在ましまして、御大喪の當日、午後八時、輜車大内山の二重橋を出させ玉ふ時、一發の砲聲、合圖の一刹那、うつし世を、神去りましし、大君の

みあとしたへて、我はゆくなり

の一首を遺して自殉せられける乃木大將の此の心事果して如何ぞや、身は顯職に在り、位は人臣の極、威望は天下の重きを荷ひ、陸軍大將從一位勳一等功一級伯爵と云ふ身の上、殊に帝國の軍事參議官兼學習院長である、此殉死は一朝の所決ては無く、必ず大いに決心する所が在たであらうと思はる。孟子曰く、

「生も亦人の欲する所なり、義も亦人の欲する所なり、欲する所生より甚しければ、其れ生を捨て、義を取るものなり」

とあるが、今乃木大將の死必ず生より甚しきもので在たであらう、今の御代は實に王道坦々として偏無く黨無しと謂つべき時、而かも學習院長と云ふ重且つ大なる責任ある身でありながら、此の舉に出るとは、而かも亦た大將の夫人、静子も、出てまして、歸ります日の無しとさく

今日の御幸に逢ふぞかなしき

の一首を遺して、共に自殉せられたり、旅順の難攻不落の堅城と稱へられたる要塞も、遂に開城するまでに至らしめたる將軍は、多くの士卒を失ひしも、而かも、自身の勝典

保典の二愛子は先に君國の爲めに御役に立て遺る夫妻諸共に殉死する實に正に我國建國の初めより曾て見ざる處曾て聞かざる處眞に大和魂の表現忠臣義士の表現楠公父子に勝れるの美花後を誠め民を化するの大志不言の大教訓を與たてはありまいか世は益々驕奢に流れ物質の文明にあてがれて悲哉大和男兒の武士道的精神眞誠の忠節義膽の柔弱に傾くの今日正に一大興奮劑を施されたてはあるまいか我が帝國の臣民奮起一番乃木將軍を模範とし堅實なる自信力を以て誠忠節義の實を揚げ明治天皇の御聖詔に負かず釋迦牟尼世尊の佛勅に違はず粉骨碎身以て國王恩に報ゆべきである、今上皇帝陛下に忠實たるべきである。滿天下の信男信女寤寐にも此の御恩を忘るること勿れ。

## 第四章 父母の恩

### 一 孝順は至道の法

凡そ世の中に生きとし生けるものは父母無ふして生るものはないのである。父母が生成と産み落し養ひ育て下されてあればこそ、或は庶民が相互に扶け合ふことも出来又は帝王が臨御在しまして、社會組織の上に秩序整然として、生命財産を保全して國家の安寧萬民の福利を増進することも出来るのである。又は佛法僧の三寶を信じ現世安穩に當來は幸福に三世通貫の安心妙樂を得ること出来るのである。故に父母の恩の幸大なることは天地も比せず山河も比せず終身説けども説盡すことは出来ぬのである。故に大藏法數に佛の所説を引て曰く、

「父には慈恩あり母には悲恩有り蓋し父母長養の恩廣大にして比するなし若し男女ありて恩に背き順ならざれば死して地獄餓鬼畜生に墮す若し男女有りて父母に孝養し承順違ふこと無ければ常に諸天の爲めに護念せられ福樂盡ることなし、縦ひ能く一日三時に自身の肉を割きて以て父母を養ふも尙ほ未だ一日の恩を報



ずること能はず」

と、嗚呼、誠に有り難き訓誡ではあるまいか、父母に恩を報じ、孝道を全ふせば、自から忠義の本分を全ふすることが出来るのである。故に孝道を全ふすれば、諸佛の戒法も、自ら保持することが出来るのである。故に梵網經には

「孝順は至道の法なり、孝を名けて戒と爲す云々」

と、示し玉ひ、又其文を釋せしに、

「孝を百行の本となす、先王の要道なり、戒を萬善の基となす、諸佛の本源、善く此より生ず、故に孝を名けて戒となす云々」

と説かれてある、又た曾子は曰へり、

「百行の先は孝に過ぐるなし、孝天に至れば、風雨時に順ふ、孝地に至れば、萬物化成し、孝人に至れば、衆福來り臻る云々」

と、實に夫れ、儒教より云ふも、佛教より云ふも、即ち父母の恩を知て恩を報じ、孝の大本を盡せば、天も感じ、地も動き、風雨和順、國家安康に至るとは、實に宣なるかなである。故に四十二章經には示されてある、

「凡そ人、天地鬼神に事するは、其親に孝するに如かず云々」

又た父母恩重經には、斯様に説かれてある、

「哀々たる父母、我を生みて敏勞す、是恩報ぜんと欲するに、昊天報じ難し、懐胎するごと十月迅速にして止まらず、月滿ち時臨んで、業風催促す、生るゝの日に當りて、遍體酸疼し、骨節分離し、千支共に解く、中心悶絶し、死活未だ分たず、忽爾に身を亡ぼすに依て、母を害す、父母の恩重し、昊天報じ難し」

との説示である。

## 二 父母十種の恩徳

次に父母の十恩とは、父母恩重經に曰く、

「美男子、美女人よ、父母に十種の恩徳あり、何をか十種となす、一には、懐胎守護の恩、二には、臨産受苦の恩、三には、生子忘憂の恩、四には、乳哺養育の恩、五には、廻乾就温の恩、六には、洗濯不淨の恩、七には、嘔苦吐甘の恩、八には、爲造惡業の恩、九には、遠行憶念の恩、十には、究竟憐愍の恩」

と斯の如きの説示である故に此の十種の恩を一々略説して見様と思ふのである。

第一 懐胎守護の恩

この恩は父母恩重經に曰く、

「悲母子を胎めば十月の間に血を分け肉を頒ちて身重病を感ず身體髮膚之れに由りて成就す云云」

と説かれてあるが既に子供を胎内に宿せしより十月の間は朝夕の寢起にさへも心配をし日に三度の食事にも心を惨め胎内の子は男であらうか女であらうか片輪もつてなければよいが何ふぞ満足に生るればよいがと其苦辛の有様は實に言語に盡されぬのである故に經に云く、

「悲母の子を思ふ事世間に比あることなし始め胎を受けてより十月を経るの間行住坐臥共に諸の苦惱を受く口の宣ぶる處にあらず」

と説かれてある。

之を懐胎守護の恩と云ふ歌に詠じて見れば、

胎内に宿せし日より明け暮れに

此の世彼の世の境にぞある

と謂つべきである。

第二 臨産受苦の恩

此恩は父母恩重經に云く、

「月満ちて時至れば業風催促して偏身疼痛し骨節解體して神心惱亂し忽然として身を亡ぼす」

と説かれてあるが既に胎内に子供を宿してより而かも七日目七日目毎に母親の胎内に風が吹いて身體に疼痛を感じ愈々十月満ちて六根具足して生れ落ちんとする時は母親の命は恰かも糸に係るが如く既に此世彼の世の境目と云様な有様である之れを臨産受苦の恩と云ふのである故に父母恩重經に、

「當に生むべきの日には遍體酸疼骨節分離し千支俱に解け中心悶絶して死活未だ分たず」

と説き示されたのであるのぢや今之れを歌に詠じて見れば、

生み落す時に臨みし母の身は

此の世彼の世の境にぞある

と謂つべきである。

第三 生子忘憂の恩

此恩は父母恩重經に云はく、

「若し夫れ平安なれば猶蘇生し來るが如く、子の聲を發するを聞けば、己れも生れ出てたるが如し」

と説かれてある。愈々我子を生み落して、其子無事の一聲阿波々々と泣く聲聞けば、最早母親は先づ善かつたと安心して、我子可愛の情が起り、我身の憂惱酸苦は直に忘れて仕舞つてある。其時に産婆より結好な兒が生れましたと聞く時は、母親父親諸共に幾干の喜びであるかもしれぬ、之れを生子忘憂の恩と言ふのである。故に心地觀經に、「まさに生産せんとするとき、晝夜愁惱す、若し難産の時は百千の刃を以て競來て割くが如し、遂に無常を致す、若し苦惱なくば諸親眷屬の喜樂極まることなく、猶ほ貧女の如意寶珠を得るが如し」と説き、又た心地觀經に、

「其子聲を發すれば、音樂を聞が如し」

と、御説きなされてある。今之れを歌に詠じて見れば、

生れ子の泣く一聲を聞く時は

憂きを忘れて可愛と思ふ

と、謂つべきである。實に廣大な慈悲ではあるまいか。

第四 乳哺養育の恩

此恩は父母恩重經に、

「其の始めて生みし時には、母の顔花の如くなりしに、子を養ふこと數年なれば、容乃ち憔悴す」

と説かれてあるが、母親が其子を生み落したる時は、實に花の顔せ、月の眉てふ様なる、實に美しき姿容も、其子を養育するに、苦辛經營して、我身より甘露の様なる乳汁を出して、其子に吞ませ、三年三月の間は、毎日毎夜寒さ熱さを厭はずに、育て喰むのである。故に、母親の姿も憔悴して、見る影もなくなくなるのである。之れを孝子經には、「精誠の至り、血化して乳となる」

と説かれてある。又た心地観經には、

「善男子善女人父母の恩を報ぜん爲めに、一劫を経て、毎日三時に自身の肉を割いて父母を養ふとも、一日の恩を報ずること能はず」

と説かれてある。實に廣大なる御恩ではあるまいか。今之れを歌に詠じて見れば、  
夏冬の熱さ寒さもいとほぬて

乳をはごくむ母の恵みは

と謂つべきである。之れを乳哺養育の恩と云ふのである。

第五 嚙苦吐甘の恩

此恩は父母恩重經には、

「食味を口に含みて、之を子に哺むるに方りては、苦きものは自ら嚙み甘きものは吐て與ふ」

と説かせられてあるが、子供が生れて追々成人して、乳離れする様になると、色々食物を好む様になる。其時は母親が都ての食物を自身の口に嚙みて、苦きもの即ちまづきものは自身にて食し、甘きものは再び口より吐き出して、我子に與ふるのである。又

た固きものは、母親が嚙み碎いて與ふるのである。之を嚙苦吐甘の恩と云ふのである。今之れを歌に詠じて見れば、

我子には甘きを與へ、我身には

苦きを嘗むる母の恵みは

と謂つべきである。實に廣大なる御恩ではあるまいか。

第六 廻乾就温の恩

此恩は父母恩重經に、

「水の如き霜の夜、氷の如き雪の曉にも、乾ける處に子を廻はし、濕へる處に己れ臥す」と説かれてある。之れは母親が、我子を懷き寝をして居るに、我子が褥を汚す様なことがあれば、其を拭ひとりて、如何に冬の夜の雪の寒さも厭はずに、其濕へる處に母は寝て乾ける方に我子を廻はして、寝さしむるのである。故に又恩重經には、

「猶ほ其子の寒さを恐れて、愛情絶へず」と説き、孝子經には、

「既に生れて後、燥けるを移して、濕へるに臥す」

と示されてある。これが廻乾就濕の恩と云ふのである。今之れを歌に詠じて見れば

母の身はいばりの中に寝ぬるとも  
乾ける方に我子寝かして

と謂つべきであるが深恩の至りてはあるまいか。

第七 洗濯不淨の恩

此恩は、父母恩重經には、

「子己れが懐に尿まり、或は其衣に尿まるも、手自ら洗ひ濯ぎて、臭穢を厭ふとなし」と説かれてあるが、之れは我子が生れてより三四歳までは、遂に衣服や寢床などを汚すことがあるが、如何に冬の寒さ、暑の熱さといはぬて、母親が洗ひ濯いでやるのである。今之れを歌に詠じて見れば

冬の日の寒さ忘れて、汚れをば

洗ひ濯ぎし母の恵みは

と謂つべきである。之れが洗濯不淨の恩と云ふのであるが、如何にも勿體なきことではあるまいか。

第八 爲造惡業の恩

此恩は、父母恩重經には、

「若し夫れ、子の爲めに止むを得ざる事あれば、自ら惡業を造りて、惡趣に落ることを甘んず」

と、御説きなされてあるが、母親は、我が子を養ふが爲めには、大いなる惡業を造ることがある。其結果、大苦惱を受くるも、苦惱とは思はぬ、實に親々切々の至りである。今之れを歌に詠じて見れば、

我子ゆゑ、造りし罪は重くとも

いとほぬ慈悲の母の情けは

と謂つべきである。我子ゆゑ、親類の交際も断ち、又た世間の義理も缺き、或は一生涯世の中に顔出しの出来ぬ様なこともある、それを甘んずるのは、實に母の甚深なる厚恩である。

第九 遠行憶念の恩

此恩は、父母恩重經には、

「若し子遠く行くこと有れば歸りて其顔を見ざるまでは出ても入りても之を憶ひ、寝ても寤ても之を憂ふ」

と説かれてある之れは、其子が追々成長して他に遊びに出る様になると、母親は心配して井戸や川や淵などに落ちなければよいが、又たは悪しき獸類や昆虫などに螫されねばよいがと心配し、夫れより大いに成人して他國などに行きし時は、尙更一入の苦勞をなし、即ち明治廿七八年の支那戦争や、同三十七八年の露西亞戦争の如く外國と戦争でも開けて、遠征軍となりて、出發せし後などは、實に親心の苦勞はいかばかりか、神や佛に跪し参りや、火の物斷ち、鹽物斷ちと云ふ様なる有様、又たは商法などて外國へ行きしが如き、或は今日の如く、臺灣や樺太や滿州や朝鮮と云ふ様に遠方へ行きし時は、熱くないか、寒くないか、途中海上にて、風波の難には逢ふまいか、或は難船などには逢ふまいかと、其苦心慘愴は如何ばかりか、故に孔子も、

「父母在せば遠く遊ばざれ」

と言はれてある、今是を歌に詠じて見れば、  
斯くまでも思ひはせまじ、老の身の

と、謂つべきである之れが遠行憶念の恩と言ふのである。

第十 究竟憐愍の恩

此恩は父母恩重經には、

「己れ生ある間は、子の身に代らんことを念ひ、己れ死し去りて後には、子の身を守らんことを願ふ」

と説かれてあるが、父母自分達が此世に在る間は、如何ほど苦勞なることでも、我子に代らんと思ひ、又た自分等が死した後には、草葉の蔭にて、我子の身の上の安穩ならんことを思ひ、永く守護したいと願ふのである、故に、此究竟とは「オンツマリ」と云ふこと、我子の幼少の時から、老後に至るまで、乃至我子の死後までも、憐愍の情けを懸るのである、之を究竟憐愍の恩と云ふのである、今之を歌に詠じて見れば、  
斯くまでも思を焦がす己が身の

果てし後まで、我子安すかれ

と、謂つべきである、誠に親の情は、懇々切々の至りと言はねばならぬ。

以上述べ来りましたのが、父母の十恩と言ふのである。

三 母には十徳あり

又た母には十徳と言ふことがある。極く簡短に話して置ふと思ひます。

一には大地の徳と言ふ。大地は一切萬物の根元である。一切の草木も、或は金銀玉石も、大地が皆な根本である。子は親に依らずんば世に出づることは出来ぬのである。故に大地の徳と云ふ。

二には能生の徳と言ふ。大地の能く物を生ずる如く、母能く子を生ずるが故に、能生の徳と言ふのである。父のみありて、若し母なくんば世に生るゝことは出来ぬのである。

三には能正の徳と言ふ。之れは母なるものは、我子の曲れる心を能く正し、百方心を盡して、我子を善良に導くが故に、能正の徳と言ふ。

四には養育の徳と言ふ。既に十恩に説きし如く、母能く我子を養育して、我身の苦勞を甘んずるが故に、養育の徳と言ふ。

五には智者の徳と言ふ。母能く子の爲めに智者となりて、我子の智識を發達せしむるが故に、智者の徳と言ふ。

六には莊嚴の徳と言ふ。母は能く我子に莊嚴を與ふ。乃ち衣服及び頭上の飾りより、足に穿つ下駄や草履に至るまで、能く我子を莊嚴するが故に、莊嚴の徳と言ふ。

七には安穩の徳と言ふ。母は能く我子を安穩ならしむるので、若し我子に何か心配の事でもあれば、母親が我子に代りて、苦惱を受けても、我子を安穩ならしむるのである。故に、安穩の徳と言ふ。

八には教授の徳と言ふ。母は我子を懐に拘へて居る内より、我子を教授して、自ら人倫の道や、智慧や、道徳の發達を期するのである。故に、教授の徳と言ふのである。

九には教誡の徳と言ふ。母は我子を朝な夕なに教へて、若しも不善の行ひ等であれば、大に之を誡めて改めさせ、自然に善良に導くのである。故に、之を教誡の徳と言ふ。

十には興業の徳と言ふ。母は我子の幼少の時より心を配り、我子の爲めに、一生涯安穩なる業を興へんことを期するのである。故に、興業の徳と言ふ。之れが母の十徳と言ふのである。

#### 四 鴻恩山王大海の如し

偕て上來述べ來りし如く、父母の恩は、甚深廣大にして、到底言舌の及ぶ所ではないのであるが、只經説に就て百千萬億分の一つを、説き明かしたのである。心地觀經の重頌には、斯様に示されてある。

『慈父と悲母と長養の恩、一切の男女皆な安樂なり慈父の恩高きこと山王の如く、悲母の恩深きこと大海の如し。若し我れ世に住して一切悲母の恩を説けても盡すこと能はず、我今略して少分を説く、猶蚊虻の大海を呑むが如し』

と、何んと廣大無邊不可商量の御恩ではあるまいか。既に詩經にも、『哀々たる父母、我を生んで劬勞せり、父なくんば何をか估まん、母なくんば何をか特まん、出るときは恤みを含み、入るときは到ることなし、父や我を生めり、母や我を鞠ひ、我を撫し、我を育し、我を長じ、我を顧み、我を復す、出入に我を復す、之の恩を報ぜん』と欲するに昊天極り罔し』と、此父母の恩を報ゆるの一段に至りては、世出世更に異なることなし。

#### 五 孝に二方面あり

去れば子たるものは、斯る廣大無邊なる父母の恩を知りて恩を報ひ、其孝行を盡すにも自ら二方面がある、言はゞ有形の孝と無形の孝、乃ち眼に見ゆる孝と眼に見へぬ孝とである、更らに申さば、身體の上の孝と心の孝とである、有形の眼に見ゆる孝は、親の身體を大切にすること、無形の心の孝は、自分親の膝下に侍らずとも、身を立て國家の爲め、社會の爲めに盡して、親を喜ばせ、親に安心をさせるのである。又た更に言はゞ、現在一世の孝と、未來永遠の孝とである。又た彼の乃木大將の兩愛子、勝典保典の如く、共に對露の役に立派に戦死して、天皇の御役に立てば、大將夫妻は落膽に違ひはないけれども、是れが生々世々を盡しての、大孝である。忠が成れば孝もなるのである。故大孝小孝、世間孝に出世間孝等種々の別はあれども、委しきことは第二に譲り、兎に角父母の恩を報ずる一段に至りては、更に異りなく、實に人道の大本と謂はねばならぬ。殊に禽獸にしても、其恩を報ずるをやである。彼の烏に反哺の孝と言ひ、鳩に三枝の禮と言ひ、羊は脆いて乳すると謂ふに至りては、若し人父母罔極の、大恩を報ず



るなくんば、豈に禽獸よりも甚だしきてはあるまいか、彼の有名なる觀阿上人は、

親々に孝をするのはするがなる  
富士の高根の此上もなし

と詠ぜられ、又た蓮如上人は、

父母の影ばしふむな、子はいかに

と詠ぜられてある。  
みあしをあげて、いただきもせよ

### 六 佛祖の父母に報恩

去れば三界の大導師、父母恩愛のきづなを切て、出家得道の、大聖世尊釋迦牟尼佛も、父淨梵大王の櫃を擔ぎ玉ひし勝鬪は、如何に末世の流を汲める道俗への好模範ては、あるまいか。

又我高祖承陽大師は、育父堀川大納言源亞相通具卿の忌日に當り上堂して示された御言に、

「父母の恩を報ずるは、乃ち世尊の勝鬪なり、恩を知り、恩を報ずる底の句、作麼生が道はん、恩を棄て早く無爲の卿に入る霜露、盍んぞ消せん、慧日の光九族天に生ず、猶ほ慶すべし、二親の報地、豈に荒唐ならんや、云云」

と、是れは世出世の上より、智恩報恩底の消息を通ぜられたのであるが、誠に崇高なる報恩の仕方ではあるまいか。

既に又た儒教にも、這邊の消息を孝經の中に、

「身體髮膚之を父母に受く、敢へて毀傷せざるは、孝の始めなり、身を立て道を行ひ、名を後世に揚げ、以て父母の名を顯はすは、孝の終りなり、云云」

と、説かれてある。

兎に角に、父母の恩の廣大、罔極なることは、言語筆端の及ぶ所ではないのである、故に釋迦牟尼佛は、父母恩難報經には、更に是の如くに説かれてある。

「右肩に父を持し、左肩に母を持し、千年を経歴して、背上に便利せしむるも、猶父母の恩を報ずること能はず、云云」

と、如何に親切の教訓ではあるまいか、又た心地觀經には、

「諸の世間に於て何者が最も富み、何者が最も貧しき、父母堂に在す之を名けて富となし、悲母在さざる之を名けて貧しとなし、悲母在す時を名けて日中とし、悲父死する時を名けて日没とす、悲母在す時を名けて月明とし、悲母亡き時を名けて闇夜とす、是故に汝等勤加修習して父母に孝養せよ」と説き玉はれてある、又た忍辱經には

「善の極は孝より大なるはなく、惡の極は不孝なり」と説かれ、末羅末經には、

「地より珍寶を積みて、上み三十三天に至り、悉く以て人に施すとも、父母に供養するに如かず」

と、御説き玉はれてあるが、此の受け難き人身を受け、殊に世界に絶倫無比なる道德文明の日本帝國に生を受け、上に聖明睿智、允文允武に渡らせ玉ふ、天皇陛下を戴き、尚ほ且つ、難値難遇の正法に逢ひ奉る、何の幸福ぞや、皆是父母の大恩である、仰天俯地以て知恩報恩の誠を致さねばならぬのである。

## 第五章 衆生の恩

### 一 衆生の意義

偕て此の衆生の恩と云ふことは、人生の身を修め、家を齊ひ、國を治むる即ち道德の根元である、總て世の中の、一切の生とし生けるものは、皆な相互に恩誼が有るに依て其恩を知り、其恩を報ぜねばならぬのである。

此衆生と云ふは、或は有情とも譯するので、所謂動物の總名である、又た印度の原語では、翻譯名義集に、儉呼繕那と云ひ、或は薩多婆と云ひ、或は禪豆と云ひ、或は禪兜と云ふ、此に翻譯して衆生と云ふ、龍樹菩薩は、大智度論に、五衆和合するを假りに衆生と名くと説く、五衆とは、地、水、火、風、空なり、又た摩訶衍論には、謂く、意と及び意識と、一切の衆染合成して生ずるが故に衆生と名く、而して別に自體あり、唯だ心に依りて自體をなせりと説き、又た同性經には、佛の言はく、「衆縁和合する名けて衆生と言ふ、所謂地、水、火、風、空、識、名、色、成、生、六、入、の、因、縁、生、なり、云、云」と、又た經に「衆法成生なるを以ての故に名く云云」等と説く、今之を綜合すれば、動物計りてなく、一切の有情非情共に通じて、

衆縁和合して生ずるものを衆生と云ふたのである。

### 二 世界は一切の和合

抑も此世界は一切の物々が共に和合し持ちつ持たれつして世を渡るのである。一つとして、獨立單行て世渡りの出来るものはないのである。其れは人間ばかりでなく、禽獸虫魚乃至草木山川に至るまで皆な悉く持ちつ持たれつ相互に扶け合はねばならぬのであるから、共に扶助の大恩があるのである。故に之を總體引繰るめて衆生恩と言ふたのである。

### 三 主従相互の扶持

而して此の衆生恩を先づ今日の人の上にと就て言ふて見様ならば一家の室内眷族の上に於て、皆廣大なる恩義があるのである。君臣の間は言はずもがな如何に今日僅か一年乃至一箇月の間主人となり従僕となるさへも、相互に廣大なる恩義があるのである。故に承陽大師は「一日暫く賓主なるも終身即ち佛祖たらん」と説き示され、又た釋尊は之を優婆塞戒經に説き玉ひたるが、斯様である。

「人は能く奴婢に、衣服飲食醫藥等を供給し罵らず打たず愛憐して、之を驅使し若し、多く奴婢を使はば、其給與の物件常に平等ならしめ、偏心あらざるべし」

と、人の主人として、多くの奴婢等を使役せば、是の如くに、平等慈悲の心を以て愛念すれば、從僕奴婢も、又た其恩義に感じて、必ず主人に忠を盡し、義を酬ひ、以て恩を報ずるに至るのである。故に釋尊は、又た從僕奴婢に示して説き玉はく。

「奴婢も亦た十事を以て之れに報へよ、一には、罪過を作らず、二には、教を待たずして作し、三には、作すこと必ず竟りあり、四には、作すこと必ず疾かにし、五には、主人貧窮するも、我より捨て、離れず、六には、早く起き、七には、物を守り、八には、少く恩を受くとも、多く報ひ、九には、心を致して敬ひ、十には、能く惡事を覆へよ」

と、是の如く示されてある。故に斯様に主人と從僕との間が、親密になれば、自ら道徳が行はれて、何時も主従の間が、春風胎蕩て相互に、義を重んじ、禮を盡して、日送りが出て来るのである。

### 四 夫婦相互の扶持

又た、夫婦の間に於けるも亦復然りてある。釋尊は夫婦の間の情義をば、是の如くに示されてある。

「人は能く妻に衣服飲食臥具湯藥服飾嚴身の具を供給し、常に妻の心をして惱ましめず、貧富に隨ひて、其意を辨へ、殊に妻をして疑心を懐かしむる勿れ」と即ち人の夫たるもの此の如き心にて、妻に對せば必ず夫婦の間に、波風の起る様のことではないのである。妻たるもの亦た、我夫に對するの勤め行ひが無ければならぬ。其を釋尊は、新様に説き示されてある。

「妻も亦た十四事を以て之れに報ひよ、一には、作す所は心を盡して之を營み、二には、常に作して終に懈怠せず、三には、作す所は必ず終りあり、四には、疾く作して時を失はしめず、五には、常に爲めに賓客を瞻視し、六には、其房舍臥具等を淨め、七には、愛敬にして言語即ち柔軟なれ、八には、奴婢を愛憐して使へ、九には、能く財物を守護し、十には、能く教戒に順へ、十一には、晨に起き、夜に寝ね、十二には、能く淨食を設け、十三には、能く惡事を覆へ、十四には、能く病苦を瞻視せよ」との訓誡である。是の如くに夫は妻を思ひ、妻は夫に勤め、夫婦相和してこそ、天地陰陽

の道が和順するのである。是の如くに圓滿なる日送りが出来てこそ、五日一風、十日一雨で、一家團樂和氣霽然として、子孫繁榮するのである。見よ昔日南朝の忠臣菊池武時が既に戦死せんと覺悟の時、我妻に一首の歌を「故郷は今霄限りの命ぞと、しらてや人の我を待つらん」と贈りければ、其妻女は靜かにして、嗚かず、慨かず、家來に城内を片附させ、自身は一室に入り、「故郷も今霄限りの命ぞと、知りてや君の我を待つらん」と遺して自殉せりと云ふ、實に夫婦の持ちつ、持たれつして、愛と情との親密なる後世までの模範である。殊に佛教信者は、一層かくありたきものである。又た乃木大將の妻女も、同じ親情にて、夫と共に自殉せられたが、菊池武時の妻女と好一對ては、あるまいか、兎に角夫婦の中には、實に相互に情誼恩愛を重んぜねばならぬ。

### 五 親屬朋友相互の扶持

又た、父母兄弟の間は言はずもがな、親族朋友に交る上に就ても相互に義を立て、道を盡し、恩愛の情を壞らざる様にせねばならぬのである。釋尊は又た斯様に教誡せられてある。

「人は能く親族朋友に交り相處するに彼此俱に五事を守るべし、一には彼此若し惡事を造らば常に速かに勸化して訶諫して之れを止むべし、二には彼此難あり疫あらば常に用て看護し調和して之を治むべし、三には彼此家政を破るの語ありとも爲めに他人に説くことを得ざるべし、四には各々相敬禮して往來を斷たず或は時に觸突することありとも必ず恨むること勿れ、五には彼此貧富等しからずば常に用て扶持し賑ひ救へ、所有の美物は常に用て分ち送るべし」と、嗚呼誠には好訓誠にはあるまいか、今や此世に生息せる一切の人々は佛の眼よりは「一切衆生皆是吾子」と一視同仁の身の上、四海同胞の境界なれば他人と云ふは更に無いのである、故に誰一人でも一箇獨立して世を渡ることには出來ぬのである、故に是非共に持ちつ持たれつせねばならぬのである、此の恩愛の情が無かつたならば忽ち家庭は破れ、一家を毀ち、一家親屬の調和を破り、相互に身を亡ぼすに至る、故に一日も無事に暮すことは出來ぬのである。

### 六 國民一般相互の扶持

夫れより進んで言はゞ、即今我が日本帝國の人民である、算し來れば殆んど六千萬と世ふのである、此の六千萬の民草は誰れ一人として獨立獨行して世渡りの出來るものはないのである、先づ農業家は田畑を造り耕し、五穀を取り、野菜を作りて市中に持ち出し、金銭と交換し、又大工左官等は人の家を造り、家根を葺き瓦を造り、壁を塗り、多くの世の中の人に便宜を與ふ、商人は呉服太物小間物酒煙草等を始め、茶菓子五穀其他一切の器物に至るまで商をなし、多數人民に便利を與ふ、又た教育家は萬民の子弟を教育し、國家の元氣を培養し、國家をして益々智徳兼備の文化開明の域に進ましめ、又た陸海軍人は上は皇室の藩屏となり、天皇の股肱腹心となり、下は萬民を守護して、泰山の安きに措き、以て國家の安寧萬民の福利を増進するのである、夫故に下萬民は上を敬ひ、租税を納め、乃至縣郡村町等に至るまで夫々能所自他相愛し、相扶け、共に持ちつ持たれつして、無事に世を渡るのである、故に道人の歌に、

世の中は扶けられたり助けたり  
なさけは人の誠なるらめ

と詠じてあるが、最ものことである、又た

なさけにて持ちつ持たれつ世を渡る

之れぞ誠の人の道か

と歌はれてある。實に上下一般に情けを以て相互に扶けつ助けられつして世を渡るのが人生の本分である。若しも此の上下一般に情けを以て世を渡る恩愛の情が破裂すれば上下四民が五分八裂忽ち國亂を惹起し天下亂麻となり修羅の活劇を演じ國をして野蠻に導き民をして不明に誘ひ結局人々が身を毀ひ家を破り國を亡すに至るは古來歴史上其例亦た少なからずである。

### 七 世界萬國相互の扶持

されば單に我が日本帝國の一般國民の上から言ふばかりでなく引て世界萬國の交際條約國と云ふ上から言ふも同じ事一朝此の條約なるもの交際なるものが破裂するに至れば天地の間に修羅の有様を現出し民は塗炭の苦境に陥らねばならぬのである。即ち世界宇宙の人道と云ふ上に就て偉大なる不幸を招かねばならぬのである。夫故に四海皆同胞兄弟の人道の本義より言ふも豈衆生恩を無用視すること

を得んやてある故に武田信玄の歌に、

人は城人は石垣人は堀

情けは身方怨は敵なり

と歌はれてある。之れが人間たるものの本分であつて此恩愛の情を欠却せば一日も無事に社會に生息することは出来ぬのである。之れ又人類の上のみならず一切萬類の上に就ても又亦た然りである。

### 八 一切萬類相互の扶持

見よ牛馬は人の爲に働き犬猫は又た人の爲めに幾分の功をなし或は鶏の時を報ずる鳥の夜明を報ずる乃至魚鳥の人の爲めに飼はれて人に益するもの如之小虫畜類の果に至る迄悉く社會に無用のものはないのである。

言はば今此の一枚の着物である。孟買より買求めたる木綿で造つたのである。去れば木綿を取る人に廣大なる恩がある。亦た夫を船に積み込んで來る船に恩がある。織を機械に思かある機械を廻はす皮は象皮である。象皮に恩がある。象を獵る人に

恩がある。木綿を造る畑に恩がある。染むる紺屋に恩がある。畑は土じやが土に恩がある。象は山で育つ山に恩がある。布を川で爆らす川に恩がある。山川草木禽獸虫魚一切に恩の非らざるは無いのである。故に一切の情物非情物共に持ちつ持たれつして、世を渡り、社會組織の自分を完ふするのである。故に有情非情共に總じて、恩義を有するのであるから、之を衆生恩と言ふのである。

### 九 三世に渡りて相互の扶持

以上は只現在の上にて就て衆生恩を述べたのであるが、我が佛教は更に三世に渡りて論ずるのである。如何となれば、人の此の世を去るも、夫れ切りにて消へ失せるにあらずして、其人の善惡の業力が未來に相續して行くのである。故に其の業力の結果は、未來或は禽獸に生れかわり、或は虫魚に生れかわり、或は現在の父母が未來の妻子となり、現在の妻子が未來の父母となり、又はは現在の父母妻子が未來の禽獸虫魚と生れかわるかも知れぬのである。故に之を六道輪廻と云ふて、地獄餓鬼畜生修羅天上人間と恰かも、汲井輪の如く、浮きつ沈みつして、無始無終從劫至劫止まらぬのである。故

に一切の衆生悉く恩のあらざるものはないのである。心地觀經には、

「無始よりこのかた、一切の衆生五道に輪廻し、百千劫を経て、多生の中に於て互に父母となる。故に、一切の男子は即ち是れ慈父なり、一切の女人は即ち是れ慈母なり、此の因縁を以ての故に、諸の衆生類亦大恩あり、猶ほ現在の父母の如く等ふして差別なきなり」

と説き示されてある。是の如くに觀し來れば、實に一生涯の世渡りが、各々其恩を報ひんと欲するが故に、更に争ひ訴をなすことなく、能く五倫五常の道を守りて、圓滿なる日暮をすることが出来るのである。

### 一〇 慈悲心禽獸小虫に及ぶ

偕て、一切衆生の恩を知れば、自ら慈悲心が生じて、一切の小虫畜類までも、助け救ふと云ふ情けの心が生ずるのである。故に、梵網經には、

「一切の男子は、是れ我が父なり、一切の女人は、是れ我が母なり、我れ生々に之れに従いて生を受けずと云ふことなし。故に、六道の衆生は皆是れ我が父母なり、然るを殺

し然るを食するは、即ち我父母を殺し、即ち我が故の身を殺すなり、云々」と説き玉ふてある。故に行基菩薩の歌に、

ほろほろと鳴く山鳥の聲さけば

父かと思ひ母かと思ふ

と、謂しも正に是れ這邊の消息である。

### 一一 慈悲心山川草木に及ぶ

是の如く慈悲心が禽獸小虫に及ぶときは、山川草木にまでも及ぶのである。又た梵網經に説き玉はれたのは、

「一切の地水は、是れ我が前身なり、一切の火風は、是れ我が本体なり、故に常に放生を行ふべし、生々に生を受けしむるを常住の法なりとす、人を教へて放生せしめよ、世人の畜生を殺すを見し時には、應に方便して救護し、其の苦難を解くべし」と、嗚呼、實に人生の道德の好訓誠てはあるまいか。加賀の千代は、

朝顔に釣瓶取られて貰ひ水

と、歌ひしも實に人類道德の本源である。

是の如くに慈悲心を起して、日々に衆恩報謝の念に住して、行持をなせば、自ら身を修め、家を齊ひ、國を治め、現世一生は安穩、未來は好結果を得るに至るは、疑ひないのである。之を即ち善惡因果の理法を明めたる徳行と云ふのである。孔子も、

「其聲を聞いて、其肉を食ふに忍びず」

と言はれてあるが、同じく這邊の消息を述べられたのである。故に世の人、現世の上、に於ける、又三世の上に於ける、衆生恩を領得して、世を渡るのが、實踐躬行の眞の道德文明である。



### 第六章 三寶の恩

#### 一 寶の六義

サテ、之れより三寶の恩を御話に及ぶのであります。其三寶とは、

- 一に 佛・寶の恩
- 二に 法・寶の恩
- 三に 僧・寶の恩

てあります。抑も此三寶の恩と云ふに就て、如何なる所以で、佛法僧の三つをば、寶と云ふのであるとか云ふに、祖庭事苑に、寶性論を引て示されてあるのが、誠に分り易い。其説に曰く「六義を具するが故なり」と六義とは、

「一には希有、二には離垢、三には勢力、四には莊嚴、五には最勝、六には不改易、云云」

#### 一には希有

或は難得と云ふ。世間の金銀財寶は得難し、今此の三寶も、前世に善根を積み功徳を重ねたる人で無ければ逢ひ難きが故に、希有難得なること寶珠等の如くである。

#### 二には離垢

或は無垢と云ふ。金銀珠玉等の沙の垢に染まぬが如く、今此三寶は、三界の煩惱妄想の汚れに染まぬ故に離垢不染である。

#### 三には勢力

或は威徳と云ふ。國王將軍には威徳が有て、人民が恐れ又た懐くが如く、今此の三寶に歸すれば、一切の惡鬼邪神、天魔外道の類は恐れ怖き、護法善神菩薩聖衆は守護するが故に。

#### 四には莊嚴

世間に於て、金銀財寶さへあれば、衣食住共に莊嚴が出来来る如く、今此の三寶の功徳は、梵王帝釋の福も得られ、五十位の菩薩の七寶莊嚴の境界も、尚ほ佛果菩提の萬徳圓滿の莊嚴も得らるゝが故に。

#### 五には最勝

或は勝妙と云ふ。世間には金銀財寶程勝れたるものは無い、今此の三界の中では、三寶程勝れた貴きものは無き故に、實に最勝妙である。

六には不變

或は不改易と云ふ。金銀珠玉は、焼いても埋めても變らぬと同じことにて、今此の三寶は、三界六道を経て、三毒五蓋の煩惱に逢ふとも、更に變ること無きか故に、不變不改易である。

以上の六義を具するが故に、之を寶と稱するのである。

二 世間の寶

世間の寶と云へば、數限りのない多いのであるから、之を萬法と云ふ。其萬法の中に、取り分けて珍らしき尊貴のものを呼んで七珍となす。故に無量壽經に、金銀瑠璃瑪瑙、珊瑚瑪瑙、瑠璃と示され、又た譬喻經には、輪王の七寶と云ふを、輪象馬玉女珠、典財兵と説かれてある。然れども、何れも只人天の上にて於ける寶にして、佛果菩提を成就して、未來永却不生不滅なる金剛不壞の寶と云ふことは出来ぬのである。

三 出世間の寶

見よ昔初釋迦牟尼世尊より、廿七代目の祖、般若多羅尊者と云ふあり、東印度の人なり。法を得て、已に行化して南印度に到る。時に南印度の國王を香至と云ひしが、大に佛敎を尊信し、道徳を履踐して、般若多羅尊者を供養すること、至れり盡せりである。如之無價の寶珠を以て施し玉ふ。時に王に三子あり、第一子を月淨多羅、次を功徳多羅、第三子を菩提多羅と云ふ。般若多羅尊者は受くる珠を以て三の王子を試んとして、問ふて曰く、此珠圓明なり、能く之を及ぶものありや否やと、第一の王子月淨多羅、第二の王子功徳多羅、皆曰く、此珠七寶の中に於て尊し、固より踰るものなし、尊者の道力にあらざんば、孰れか能く之を受けんと、第三の菩提多羅曰く、「此は是れ世寶、未だ上とするに足らず、諸法の中に於て、法寶を上とす、此は是れ世光、上とするに足らず、諸光の中に於て、智光を上となす、此は是れ世明、上とするに足らず、諸明の中に於て、心明を上となす、此の珠の光明は自ら照すこと能はず、智光を假りて照らし、辨ぜんことを要す、此に於て、既に之を辨じ了れば、即ち是れ珠なることを知る、既に之れ珠なることを知て、即ち其寶なることを知る。已に是れ珠なることを知り、即ち寶なることを明ひれば、寶自ら寶にあらざり、若し其珠を辨ずれば、珠自ら珠にあらざり、珠自ら珠にあらざることは、智珠

を假りて世珠を辨ぜんと要す實自ら實にあらざるとは、智實を假りて以て法實を明  
 めんと要す然らば即ち師に其道德あれば其實則ち現す云云」と般若多羅尊者は、善  
 提多羅の説の奇異なるに驚き玉ふ後に果して縁熟して出家し般若多羅尊者の弟子  
 となり正法相續して菩提達磨と稱し釋尊より廿八代目の祖師となられたのである。  
 之に由て是を觀れば如何に世間の七珍萬法も佛法僧の三寶の尊さには比するこ  
 とは出來ぬ佛智見を開發して法性を徹見し諸法即非相なる事理圓融回互宛轉の端  
 的を識得せば即ち佛法僧の脱體現成するのである此の佛法僧の三寶を深く信じ深  
 く修し深く證して徹底三即一、一即三と云ふ境界に至り三寶具足の身の上となれば、  
 之れぞ火に入つても焼けず水に入つても溺れず金剛不壞の境界となるのである此  
 の的意は世間の如何なる尊貴最勝なる寶も比するに物なし故に之を眞の寶と云ふ  
 のである。

#### 四 聖德太子憲法中の三寶

故に我上宮太子厥戸の皇子は、十七憲法の第二條に御制定に成たのが斯様である。

「篤く三寶を敬せよ三寶とは佛法僧なり則ち四生の終歸にして萬國の極宗なり何  
 の世何の人か是の法を貴ばざらん人尤惡鮮し能く教ふれば之に従ふ其れ三寶に  
 歸せずんば何を以てか托れるを直ふせん」  
 と此の如きの御示して在りますが故に殊に我帝國の臣民は此三寶に歸し此三寶の  
 廣大なる恩徳を報ぜんければならぬのである。

#### 五 廣大なる恩徳

此の三寶には如何なる恩徳があるてあらうかは佛世尊は心地觀經に説き玉はく、  
 「三寶は衆生を利益し休息あることなし功德の山巍々として比するなく福徳甚深  
 なる猶大海の如く智慧の無碍なる虚空に等し一切の衆生煩惱の業障に由りて苦  
 海に沈淪して生死窮りなし三寶出世して大船師と作り能く愛河を截り彼岸に超  
 昇するが故に恩報し難きなり」

と説き玉へり又弘法大師は

「世間の父母は、只骨肉を育し國王の恩徳は、亦た凡身を助く、若し能く生死の苦を斷

じ涅槃の樂を興ふるは、三寶の徳不可思議なり、云云」

と説かれてある以上、所以なるが故に、三寶には廣大なる恩徳があるのである。吾人此の三寶に歸せずんば、永劫苦海に沈淪して生死窮りなく、三界六道に頭出頭沒せねばならぬのである。我等何の幸か受け難き人身を受け、生れ難き世界無比最勝の日本帝國に生れ加之逢ひ難き三寶に逢ひ奉りて、愛河の根元を截り、生死の苦海を超へて、涅槃常樂の彼岸に超昇し、轉迷開悟、離苦得樂の活境界を得ることが出来るとは誠に仕合せなる身の上と言はぬばならぬのである。故に承陽大師は、

「深く佛法僧の三寶を敬ひ奉るべし、生を易へ身を易へても、三寶を供養し敬ひ奉ら

むことを願ふべし、西天東土、佛祖正傳するところは、恭敬佛法僧なり」

と示し玉はれてある。故に吾人は悪くまでも、三寶を供養し、三寶を敬ひ奉らねばならぬのである。

是より更に進んで、三寶の恩徳の廣大なる理由を説かうと思ふのである。

### 六 佛寶とは何ぞや

此の佛寶と云ふ佛は、印度の原語にては、佛陀と云ひ、又佛陀、物駄部陀、母駄沒駄、物陀伽耶とも言へり、支那に翻譯して、智者又は知者と言ふ、知らざることなきを以ての故に、過去未來現在の衆生非衆生の類有常非常等の一切の諸法を覺知する故に、又は覺者と譯す、即ち眞實覺了の義と云ふことである。

此の覺に三義ありて、一には自覺性の眞常を悟り、惑の虛妄を了す、二には覺他無緣の慈を運らし、有情界を度す、三には覺行圓滿原を窮めて、行滿ち果圓がなるのである。迷に對して知と名け、愚に對して覺を説く、或は舊譯は智者新譯は覺者なりとも言ふ、事理の諸法を覺悟し、而かも自覺に偏せず、他覺に癖せず、自他雙運、覺行窮滿の覺體に名くと云ふ、祖庭事苑には、梵語には佛陀、或は浮圖と云ひ、或は部多、或は母陀、或は沒陀と云ふ、皆五天の語なり、今并に譯して覺となす、云々と説く、之れを綜合すれば、佛とは「物知り」「さとれる人」と云ふことになる、我國語にては、又た「ほとけ」と言ふ、其の「ほとけ」とは、浮圖の轉訛である、と云ふ、然し、或説には「ほとけ」「ほとけ」は「ほとけ」の意味で、即ち結ばれのほどけたる人、所謂古歌に、

ほとけとは誰か結びし、白糸の

と詠ぜられてある。結局有難無難の妄念妄執の「ほとけ」たるのである。即ち「さとりたる人」又た古人は此の「さとり」と言ふも「去り取る」の意味にて「煩惱を去り取りたる意じや」とも云ふ。鬼に角妄執妄念を遠離して菩提涅槃の境界を得たのを佛とも智者とも覺者とも名付けたのである。

### 七 佛の三身

而かも佛陀には自ら法報應の三身を具せねば圓滿なる佛陀と言ふことは出来ぬ。先づ法身と言ふは三世十方周遍法界の理體にして無始無終の本來身である。次に報身とは因位の願行に報ずるの意味にて其の絶對不變の理性の上に於て、恰かも水に波の起るが如く大悲の至誠を以て願を起し行を勤め百福莊嚴の淨土を建立し、相好圓滿の佛身を成ずるのである。之を報身と言ふ。即ち有始無終なり。次に應身とは相對界の吾人に在ては即ち絶對界の佛身所謂報身に親く接するところが出来ぬのである。故に更に相對界に神吟迷妄の衆生を誘引せんが爲めに衆生の

境遇に相應したる丈六の佛身を現じ出家得度より見明星悟道に至り遂に五十年間の説法在しまして八十歳入涅槃を示し玉ふたのである。之を應身と言ふ。即ち化身佛にして有始有終なり。然れども同一佛體が三方面に現れたので元來三方面が同一佛體なるが故に畢竟一即三三即一之を即ち佛寶と言ふたのである。

### 八 法寶とは何ぞや

法は印度の原語にて達磨耶と言ふ。心に契して而して後に法と言ふ。其心に在るに於ては法と云ひ言に形るゝを教と言ふ。是れ佛菩薩の教經の上に於てするの釋である。又法は軌則の義なり。諸佛菩薩は眞如の法を規則とせざることをなし之を修して正覺を成ずると云へり。又法とは萬有の本性にして無形無色唯理に於て見るべきものを云ふ。即ち意識所縁の境にして世界に遍滿せる一切萬有の理相を稱するの名とす。又た軌持を以て義となす。物に軌して解を生じ自性に任持する故なり。又法性は寂靜にして恒沙の性徳皆軌持すべきが故に法寶と名く。今之を綜合すれば法は律法規則と言ふことにて其の「のり」法則の「キマリ」と言ふことになるのである。

### 九 僧寶とは何ぞや

印度の原語では、具に僧伽耶と云ひ支那に義の上より譯して、和合衆となす、今は比丘の稱となせり、然れども、僧伽は四人以上合同の稱にして、單稱て無いのである、故に、或は「衆」とも譯するのである、僧史略に、

「四人以上を僧と名く、今一人をも僧と稱するは、蓋し衆に従ひて之を名くるなり、亦萬有二千五百人を軍と爲し、一人をも亦た軍と稱するが如きなり、云云」

と見へ、名義集には、大智度論を引て云く、  
「秦には衆と言ふ、多比丘の一所に和合するを僧伽と名く、譬へば大樹の叢林是を名けて林と爲すが如し」

と、又た淨名疏に云く、律に四人以上を名けて、皆な衆と言ふ、律の鈔に曰く、此に和合衆と云ふ、和合に二義あり、一には理和、謂く同証擇滅の故に、二には事別、別に六義あり、一に戒和、同修するが故に、二に見和、同く解するが故に、三に身和、同く住するが故に、四に利和、同く均しきが故に、五に口和、諍訴無きが故に、六に意和、同く悦ぶが故に、云云之を

綜合すれば、事に於ても、理に於ても、人に於ても、法に於ても、皆悉く和合して、罣碍無きが故に、僧寶と云ふのである。

### 一〇 三寶に三種の功德

上來述べ來たのは、只文字上の義理を、一通り經論所説の上で説いたのであるが、更に吾承陽大師は、三寶に三種の功德と云ふことを示されてある、其の金言は、斯様である。  
『三寶に三種の功德あり、所謂一體三寶現前三寶住持三寶なり、阿耨多羅三藐三菩提を稱して佛寶と爲し、清淨離塵は即ち是れ法寶、和合の功德は是れ僧寶なり、是を一體の三寶と名く、現前に菩提を証するを佛寶と名け、所証は是れ法寶、佛法を學するは即ち僧寶なり、是を現前の三寶と名く、天上を化し、人間を化し、或は虚空に現じ、或は塵中に現ずるは、乃ち佛法なり、或は具葉を轉じ、或は海藏を轉じ、物を化し、生を化するは、是れ法寶なり、一切の苦を度し、三界の苦を脱するは、乃ち僧寶なり、是を住持の三寶と名く、云云』

と示されてある、今更に之を簡略に解説して見様と思ふ。

一一 一體の三寶

全體理の上で云ふのであるから同體の三寶とも云ふが、一に一體の佛寶とは抑も「阿耨多羅三藐三菩提を稱して佛寶となす」と説かれて、此の阿耨多羅三藐三菩提と云ふが、無上正等正遍智と云ふこととて、一言に云はゞ、盡天盡地の上に於て、此の上も無い大智惠の光明である。此の大智惠の光明は正しく遍ねき大光明であるから、始めも無く、終りも無く、色も無く、形も無く、堅に三世を究め、横に十方に亘り、無限の時間を貫通し、無限の空間に充塞瀾洵したる絶對待の靈光である。故に取ることも得ず、捨ることも得ず、執着することも得ず、遠離することも得ず、憎むことも無く、喜ぶことも無く、怒ることも無く、悲むことも無く、過去の過去際より、未來の未來際まで、垢つかず、清からず、増さず、減らず、周遍法界一味平等の本體である。此の大智惠を識得し、此の端的を領得したるとき、佛陀とも云ひ、智者とも云ひ、覺者とも云ひ、無上尊とも云ふのである。之れを稱して一體の佛寶と云ふ。

二に一體の法寶とは、「清淨離塵は即ち是れ法寶」と説き示されてあるが、一切の染

汚を離れたるのである。喜怒哀樂愛惡慾等は言はずもがな、有とか無とか迷とか悟とか、貪欲瞋恚愚癡とか、一切の我見妄見妄念執着を離れたる、本來具足人々箇々圓成底の、自性清淨心を言ふのである。所有煩惱は眼より入り、耳より入り、鼻より入り、舌より入り、或は身に觸れ、或は意に感じて、染汚となり、迷妄となり、自性清淨心を離弊するのである。故に之を客塵煩惱と云ふ。此の客塵煩惱を離れたる、自性清淨の境界を呼んで、一體の法寶と云ふので、即ち春と成ては花と咲く、自性清淨心なり、秋と成ては紅葉と散る、自性清淨心なり、鳥と成ては黒く、自性清淨心なり、鷺と成ては白く、即ち自性清淨心なり、竹に上下の節松に古今の色、人間は堅てに、畜類は横に、頭は上に、足は下に、眼横に、鼻直に、皆悉く自性清淨心の當體現成底である。是れ眞に一體の法寶である。

三に一體の僧寶とは、「和合の功德是れ僧寶」と説かれて、世の中の一切の諸法は、都て和合でなければならぬ、同分子たる水と水と、火と火と、和合するのは、別に和合の相では無い、か種々の異分子が能く相合するのが、正に和合の徳である。即ち火は水の冷さを碍へず、水は火の熱さを礙へず、柳の緑は花の紅を碍へず、花の紅は柳の緑を碍へ

ず烏の黒きは鷺の白きを碍へず鷺の白きは烏の黒きを碍へず鶴の長きは鴨の短きを碍へず鴨の短きは鶴の長きを碍へず雀の弱きは鷺の強きを碍へず鷺の強きは雀の弱きを碍へず山の高きは海は深きを碍へず海の深きは山の高きを碍へず長者は長法身短者は短法身天は東南と高く地は西北と低く君は君たり臣は臣たり親は親たり子は子たり妻は妻たり夫は夫たり君臣父子夫婦兄弟朋友各々其の本分を完ふして一點も其道を味まらず能く和合して行くのが一體の僧寶と云ふのである。

### 一二 現前の三寶

之れを別相の三寶とも云ふ。

一に現前の佛寶之れは即ち事相の上で言ふのであるから現前に佛果菩提を証得するのに名くるのである即ち今を距る三千年の昔大聖世尊釋迦牟尼佛は久遠實成の如來に在しましなから兜率多天の内宮より六道苦難の衆生を見そなわし中印度迦毘羅城に淨梵大王の太子に降生し玉ひて十九歳の御時父子恩愛の情を切り最愛可憐の妻子の情をも断じ風冷かに天朗かなる夜半に獨り王城を忍び出て壇特山の

頂きに登り難行六年苦行六年三拾歳の御時蠟月八日の曉一見明星の一刹那有情非情同時成道と獅子吼し玉ひ所謂萬德圓滿自覺覺他覺行成就の釋迦牟尼佛と成り玉へり之れ即ち現前の佛寶である。

二に現前の法寶とは其の釋迦牟尼佛の證得し玉ひし法寶即ち有情非情同時成道と大悟通徹の曉始め華嚴を説き鹿野苑に下り玉ひて以來靈山會上より終り跋提河の邊り入涅槃まで五十年間の説法八萬の法藏三百六十餘會七千餘卷の經卷皆是れ佛陀所證の法である之を現前の法寶と云ふ。

三に現前の僧寶とは其の釋迦牟尼佛所證の法を學ぶ所の如來の弟子迦葉阿難舍利弗目犍連等五百の大阿羅漢八萬人の弟子等乃至九十九億の無學の聖衆に至るまで悉く現前の僧寶である。

### 一三 住持の三寶

こは此の三寶を久住護持する上に就て云ふのである。

一に住持の佛寶と云ふは是れは佛の御姿は三十二相八十種好に在りませしも尼



連禪河の邊りに於て涅槃の雲に御隠れ遊ばして、一切の佛弟子、一切の衆生共に、御姿を禮拜し奉ることが出来ぬ故に、釋尊御在世中に、毘須竭摩が釋尊を慕ふの餘り、梅檀香木を以て、尊像を彫刻し奉りしが如く、佛滅後、或は泥龕塑像、木佛、畫像、金石等を以て、幾百千萬年の後までも、佛體の禮拜恭敬の出来る様に致す、是れ即ち住持の佛寶である。故に感應道交すれば、木佛も光明を放ち、繪像も衆生を化益す、故に承陽大師は、「天上を化し、人間を化し、或は虚空に現じ、或は塵中に現ずるは、即ち佛寶なり」と示され、てある。這邊の消息は、三千年以前も、三千年後の今日も、乃至幾百千萬年を経過するも、變らぬ、是れ即ち住持の佛寶である。

二に住持の法寶とは、釋尊四十九年の説法、七千餘卷の黃卷赤軸となり、三國傳來して、八宗九宗、十三宗、四十餘派と分れて、日々に讀誦の經卷である。之れ即ち住持の法寶である。故に承陽大師は、「或は貝葉を轉じ、或は海藏を轉じ、物を化し、生を化するは、是れ法寶なり」と示し玉はれてある。

三に住持の僧寶とは、釋尊滅後より、三千年後の今日まで、正法相續して居る剃髮染衣の僧尼である。智、愚、賢、不肖の別は有れども、分に隨つて皆悉く衆生濟度の本分を完

ふするのである。承陽大師は、「一切の苦を度し、三界の苦を脱するは、乃ち僧寶なり」と説き示されてある。是れ即ち住持の僧寶である。

上來述べ來りし如く、一體、現前住持の三寶は、別々の如くに見ゆれど、畢竟別てはないのである。一即三、三即一、て元來人々箇々具有底である。今更に簡略に再説をなせば、即ち一體三寶は、道理の上の事なるが故に、人々具足箇々圓成底なることは、勿論の事であるが、次に現前の三寶と言ふも、三千年以前の昔の話ばかりでないのである。釋迦牟尼世尊ばかり佛と申すのではないのである。今日の吾人も、現在に佛所證の法を證し、其を日々に修して、佛袈裟に非れば着せず、佛飯に非れば喫せず、佛語に非れば言はざる底の境界に至れば、日々の運作轉動悉く佛作佛行に非る無く、正に三千年前の生身の御佛に異らぬのである。是れ即ち現前の佛寶である。

又た其の日々行持に佛の正法が脱體現成して居る。所謂飢來たれば飯を喫し、困じ來たれば眼を合し、春は百花秋の紅葉も、雀の忠鳥の孝も、萬象森羅も、明月清風も、人の爲作造作にあづからぬ、正法の當體現成である。是れ即ち現前の法寶である。

是の如く日々三時に行持する上か、其の正法に負ひかず、身心和合し、内外和合し、人

法一枚人境不二の境界に成りて、舉足下足に衆生濟度の面目を完ふする、是れ即ち現前の僧寶である。

吾人恁麼の境界に成り得た時、三寶具足の身の上であるから、此身此儘、本源自性天真佛、本來本法性天然自性身の當體現成である。釋迦牟尼佛は、梵網經に、

「我は是れ己成の佛なり、汝は是れ當成の佛なり、云云」

と示し玉はれてあるが、是の如きの境界に到達したとき、正に是れ、一體の三寶現前三寶圓滿具足の身の上である。

更に住持の三寶とは、既に前項に説破せし泥龕塑像繪像木佛金石等の佛體に佛所説の黃卷赤軸に加へて今日の方袍圓頂の僧侶尼僧等之を住持の三寶と云ふが豈に只だ其ればかりては無いのである。既に今日の方袍圓頂の身の上に其儘久住護持三寶の境界であるは勿論、此世に出生せる一切の人々も悉く三寶具足の身の上である。畢竟して言はば、即ち我大日本帝國六千餘萬の蒼生が皆な此の念に住し、此の境界に安んじて、農業に、商業に、工業に、醫業に、教育に、軍事に、政事に、法律に、各々其職務職務に従事する上に就て深く三寶を信じ、一點も眞理の正法に負かずして行持するときは、

各々其儘三寶具足の身の上と成り、未來永劫生れかはり死にかはり、生々世々の未來ても、三寶具足の身として其儘三寶を久住護持するのである、之を呼んで住持の三寶と云ふ、此に至て始めて三寶の大恩を報答したと言ふも、敢て誣言ではあるまい。是の如きの道理なるが故に、

「天上を化し、人間を化し、或は虚空に現じ、或は塵中に現ずるは、乃ち佛寶なり、或は貝葉を轉じ、或は海藏を轉じ、物を化し、生を化するは、是れ法寶なり、一切の苦を度し、三界の苦を脱するは、乃ち僧寶なり、是を住持の三寶と名ぐ」と承陽大師の示し玉はれた所以である。

### 一四 佛教の眞意義

以上の端的に至りては、雨竹も佛の御姿、風松も佛の御姿、山も佛の御姿、川も虚空も大地も、人間も禽獸も、森羅も萬象も、日月も星辰も、皆な佛の御姿、石も礫も、桃華も翠竹も、皆な佛の御姿、無きものは無いのである。

去れば石を以て佛像を刻して禮拜するも、亦好し、木を以て佛體を彫みて禮拜する

も亦好し或は畫像を禮拜するも或は名號を禮拜するも或は銅像も塑像も手に任せ拵じ來て不是あることなし如何なる物體を禮拜恭敬するも更に妨げなし泰西の學者や又は宗敎家も東洋の佛敎家が偶像を禮拜恭敬するは道理の無き野蠻敎の如き觀をなす我が佛敎の眞意義を解せざるは哀むべく悲しむべきの至りである。

見よ昔日洞山大師は僧有り如何なるか是れ佛と問ひければ麻三斤と答へられた趙州は或る僧佛法の極意を問ひければ庭前の柏樹子と答へられた雲門禪師は僧有り佛を問ひければ乾屎橛と答へられたではないか這邊の的意に至つては言語道斷心行所滅豈に門外漢の識得し及ぶべきではないのである既に佛敎の眞意義に至つては其禮拜する目的物の何物かは問はぬのである假令如何なる品物にてあらうとも更に關しないのである或時は一莖草を拵じて丈六の金身と爲し或時は丈六の金身を請して一莖草と爲すこともある畢竟佛敎の眞理體即ち那箇の本來身は定相が無いからである正に大小の量を絶し長短の相を離れ青黄赤白の色艶も無いのである故に金剛經には、

「色相を以て佛を見れば佛を見奉ることを得ず云云」

と説き示されてある故に或時は西方十萬億土の遠きを望んで禮拜するも亦得たり或時は東方世界に向つて禮拜するも亦得たり或は南に向ひ或は北を望んで禮拜し恭敬するも亦得たり乃至彫せず刻せず繪かざり記さず其身其儘只空處に向つて禮拜し敬するも亦得たりである本來東西無く何の處にか南北有らんで畢竟大に方所を絶し細には無間に入るの一切の名相形色を超絶して居るのであるから一物體の無き空處に向つて禮拜恭敬する却て是れ本分底の消息を得たりである。

一五 本分底の境涯

故に我禪門の伽藍を見よ法堂には只だ須彌壇を設けて古來佛像是安置せざるのが本色である佛像は更に佛殿を建設して安置すべきである法堂には峨々屹立たる須彌壇上に

今上皇帝陛下聖壽萬安

の尊牌を奉安するのみなんと誠に崇高ではあるまいか茲に至れば日々三時の讀經も第二義門底の事よ宗門最大一の法要は此の法堂の須彌壇上に登りて一片の香を

拈じて寶爐に焚き、

今上皇帝陛下聖壽萬歲萬歲萬歲

を奉祝するのである之を三呼の祝と云ふ三度萬歳を連呼するからである又た次に

文武百官身體康寧天下泰平五穀成熟萬民快樂

を祈り奉り結局皇風永く扇ぎ帝道遐かに昌んに佛日輝を増し法輪常に轉じ以て王

法と佛法と共に萬々世の未即ち千代に八千代にさざれ石の巖と成りて苔のむすま

て隆昌ならんこと禱り更に香を拈じ、

陸海軍人の忠死者

を始め過去今生未來世の有縁無縁三界の萬靈に回向し存亡齊く助け怨親普く利し

現當二世の安樂を祈るのである詰り磬を鳴らし木魚を叩いて心經や觀音經を讀誦

し柏子木を唱らして三部經を讀誦し大鼓を敲いて法華經を讀誦する等は向上本分

より見來れば第二第三拖泥帶水の極である本分底の境界に至れば尋常出息入息の

上に於て百千萬億卷の經典讀誦である。

### 一六 般若多羅尊者の如是經

見よ昔祖東印度の國王第二十七祖般若多羅尊者を請して齊せられける王問ふて曰く、「何ぞ看經せざる」祖云く「貧道入息陰界に居せず出息衆縁に涉らず常に如是經を轉讀すること百千萬億卷」と誠に好消息ではあるまいか常濟大師は「轉じ去り轉じ來る幾經卷ぞ此に死し彼に生じて章句區ちなり」と示され承陽大師は「向下文長し來日に附在す」と示されてあるが誠に好教訓である。

然し這邊の的處は假鶏の聲音は許さぬ眞參實究して本分底の境底に至り眞實の活佛に相見し眞實の活經論を轉讀し得るときは木魚を叩くも亦得たり太鼓を敲くも亦得たり磬の音も鉦鈸の聲も梵鐘の聲も乃至鴉鳴も雀噪も悉く活如來の活說法活經論である加之松風溪流も佛の說法瀧の音浪の聲も佛の說法春は梅花に法華經を囀ずる鶯も夏は綠蔭深處に不如歸を叫ぶ杜鵑も秋は天涯の孤客をして幾か腸を断たしむる一聲の鴻雁も冬は寒威凜烈たる中に破窓を敲く風雪の響も皆悉く佛の說法寢るにも聴き起るにも聞き從晝至夜生より死に至るまで活如來の活說法

通俗佛教家庭講話  
を聴聞し通してある。

### 一七 三寶の恩の廣大無邊

嗚呼實に三寶の御恩は廣大無邊ではあるまいか誠に壯絶快絶なる有り難き極みである。

何様の、おはしますかは、知らねども

かたじけなさに、涙こぼるる

と、古人の歌ひしも、這邊の消息であらう。

如是の安心快活の妙境に達したとき、身は三界にありながら、三界出離の身の上、生死の中にありながら、自ら生死を透脱して、生也全機元死也全機元生死岸頭大自在の活境界である、此れ即ち、三寶具足の身の上、三寶住持の身の上、娑婆即寂光淨土、即身成佛の端的である。

### 一八 完結

其れ佛寶僧の三寶には、是の如き廣大無邊なる恩徳、功徳があるのである、人たるもの若し一日半時も、此の三寶の恩徳を忘れ、邪路に陥り、迷の巷に彷徨し、三毒五欲の煩惱に住着せば、親には不孝の子と成り、君には不忠の臣となり、夫婦の道を破り、兄弟朋友に信義を失ひ、忽ち此世に修羅の活劇を演じ、三惡道の苦境に沈淪し、未來永劫出離生死の期無かるべし、故に此の恩徳を報じ奉らんが爲に、一日も早く佛法僧の三寶に歸依し、現世は克く忠に、克く孝に、兄弟相和し、朋友相信し、恭儉己を持し、博愛衆に及し、世を濟ひ、人を助け、以て慈善道徳の行を爲さねばならぬ、是の如くに行ひてこそ、眞に發願利生行持報恩の本分を全ふことが出来るのである。

若し能く是の如くの行持を爲さば、正に現世安穩未來永劫生々世々を盡して、佛果菩提を成就するのである、是を乃ち、娑婆即寂光淨土、此身此儘即身是佛、上は國王、父母の岡極の大神に酬答し、下は衆生扶助の大神に報ひ退いては、三寶の大神を酬ひ奉りて、正に四恩報謝の本分を全ふし、道徳的文明の標本と成ることが出来るのである、故に大正改元第一回の新春を迎ふるに當り、劈頭第一に國民道徳の根底たる四恩の講説を致した所以である。

通俗佛教家庭講話  
 伏して願くば満天下信佛の諸彦深く四恩報謝の念に住して、先帝明治天皇陛下の御恩に酬ひ奉り、今上皇帝陛下に對し奉り、誠心誠意忠實を盡されんことを希望す。(珍重)

通俗佛教 家庭講話終

大正貳年四月廿七日印刷  
 大正貳年五月二十五日發行

正價金參拾五錢



著者	佐々木 珍龍
發行者	東京市麻布區我善坊町五十番地 菅原 洞禪
印刷者	東京市京橋區大鋸町十四番地 北澤 悅
印刷所	東京市京橋區大鋸町十四番地 北澤 活版所

發行所 東京市麻布區我善坊町 振替東京三〇七四番 修養世界社

賜天覽覽

詩集

隆明一塵

【初稿】 菊版和綴禪裝清酒  
正價「日本紙」金六拾錢  
同「洋紙」金五拾錢  
送料各金八錢

佐々木老師齡若冠にして、北は北海道より遼東半島及び山東省迄、南は臺灣より澎湖列島方面に迄び、蠻地の開教并に全国各地の布教傳道に従事すると將に卅年、其間縁に應じ機に觸れ雅懷を吐露する數千篇、句々悉く接化の活機輪にして亦是れ有聲の活畫たり。本書は其精粹無慮五百篇を撰び洞上一流の韻文家が親しく添評を加へしもの也、谿聲の廣長舌、山色の清淨身豈に東坡居士のみの專有物ならんや、江湖參玄の士須らく來つて以て不立文字中の活文字を味へ!

曹洞宗大本山永平寺貫首 森田悟由禪師題字  
曹洞宗大本山總持寺貫首 石川素童禪師題字  
前曹洞宗總務 弘津說三老師題辭  
前曹洞宗教學部長 新井石禪老師題辭  
曹洞宗第二中學部長 横尾賢宗老師序并評  
臥雲禪師評 若生形山老師評并跋  
東洋大學講師 釋清潭老師評

佐々木珍龍老師 述作

發行所 東京市麻布區善坊五〇番 修養世界社

顧問 佐々木珍龍老師

趣味と實益の無盡藏  
月刊雜誌

修養世界

(毎月一回日發行)

通俗平易の宗教道德

贊助者  
執筆者

旭日 井上博士 田中弘之  
權田雷斧 伊澤博士 鈴木充美  
新井石禪 福來博士 大内青巒  
秋野孝道 姉崎博士 加藤咄堂

贊助者  
執筆者

松平伯爵 坪井博士 南條文雄  
波邊子爵 浮田博士 前田慧雲  
坂谷男爵 二木博士 村上專精  
加藤男爵 鈴木博士 牧野元次郎

▲壹部金拾錢郵稅壹錢  
▲一年稅共金壹圓廿錢  
▲振替東貳參〇七四番

讀め！本誌は混沌たる現代の救濟藥なり

見よ！本誌は複雑なる社會の羅針盤なり

發行所 修養世界社

東京市麻布區善坊五〇

# 教壇の師友!

地方布道家  
通俗講演者

## 必須の好資料

荒井涙  
光君著

# 教訓家庭講談 實話

四六版美裝  
實價金四拾錢  
送料金六錢

# 加藤咄堂先生

序に曰く……家庭の圓滿は興趣を以て成る。興趣なき家庭は金殿玉樓も秋風落葉。興趣に充てる家庭は春風駘蕩。兒女は限りなき情愛に育てられ、翁媪も亦極りなき清福を喜ぶ。如何か家庭の興趣を養ふべき、夏は夕顏棚の下涼み、冬は爐邊の團欒に清新なる談話、健全なる昔語り、之に過ぎたるはなし。涙光荒井君、此に材を古書に採り、料を茶話の上に採り、興趣ある筆を以て之を夕顏棚の下に提供し、爐邊の團欒に勧めらる。流麗の文に倫常は活躍し、巧妙なる脚色に道義を語る。其家庭に一段の春風を吹かしめ、兒女をして嬉々として翁媪の物語に傾聴せしむるが如き概あり。もと筆硯の妙にありと雖も、亦これ思想の健全に萌せるものに非ずや……今の世神史小説の家庭に耽讀せらるゝもの傾る多し、しかも多くは父子相對して讀む能はず、兄妹、膝を交へて見る能はざるもの、本書の此の間にありて獨り倫常を經とし趣味を緯として出づ、世の喝望を醫するや必せり。……と、蓋し本書の價值を知るべし。

# 家庭の興趣!

夕顏棚の下  
爐邊の團欒

## 必讀の新寶典

東京市麻布區我善坊町  
〇五町坊善我  
振替口座  
二七〇番  
三番  
四番  
七番

# 修養世界社

▲荒井涙光君著

# 新刊 孝子と忠僕

▲『家庭講談』の姉妹篇

四六版美裝  
實價金卅五錢  
送料金六錢

家庭教育の閑却されつゝ、あるは現代の缺陷也、本書は之が解決を與ふ

昔から老後の運命を支配するものは黄金でもなければ權勢でもありません。全く愛兒の人格に依るとしてあります。この無上の寶である愛兒が一朝ジゴマ杯に讀み耽つて墮落の淵に陥るやうな事でもありません。百萬の富も、高位顯官の榮も、親の悲を慰むるに足らないのであります。本書は専ら一般の家庭教育に資せんが爲め、古來幾多の孝子忠僕中より、最も勝れたる而も其生涯に最も波瀾に富める者各一人宛を捉へ來りて、著者獨得の健全なる思想と艶麗なる彩筆とによつて詩化された長篇の物語であります。宗教教育に従事せらるゝ士は勿論、愛兒の教育に苦心せらるゝ賢父賢母の一讀を願ます。

# 發賣所

東京市麻布區我善坊町  
振替東二三〇七四

# 修養世界社



熱烈燃ゆるが如き宗教革命の聲

最新刊

巨傑ルーテル

丸山小羊君著 ▼ 特價提供 一千二百部 送料共金 四拾五錢

四六版二百五十頁  
製本頗る高雅  
實價金四拾五錢  
送料金八錢

- ▲ 赤貧洗ふが如き鑛夫の兒より興竟りて歐洲の天地を震動せしめ偉人!
- ▲ 渠「ルーテル」が歌ひ乞食の苦學時代より六十四年の活波瀾!
- ▲ 驕傲無比羅馬法王を罵倒し謝罪券を責めて九拾五ヶ條の宣言書を草し!
- ▲ 教會のドグマを嘲つて破門狀を群民が面前に焼く!
- ▲ 狂か亂か暴か魔か抑も亦、神か佛か將た聖賢か?
- ▲ 著者冠して「巨傑」と云ふ抑も巨傑とは何ぞやに筆を起して全篇三十段!
- ▲ 血涌き骨鳴る快文字悉く是れ時代を覺醒せしむる木鐸!
- ▲ 請ふ本書を讀破し以て至誠一貫宗教改革の大業を成したる熱血兒の真相を知れ!

發行所 東京善我坊五區 修養世界社 振替口座 三〇七四番 東京

終

